

第四十八回
国会

参議院農林水産委員会會議録第十九号

(三三三)

昭和四十年四月二十七日(火曜日)

午前十時五十三分開会

委員の異動

四月二十六日

辞任 田中 啓一君

補欠選任 沢田 一精君

四月二十七日

辞任 沢田 一精君

補欠選任 田中 啓一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

仲原 善一君

田中 啓一君

森 八三二君

山崎 齊君

矢山 有作君

渡辺 勘吉君

委員

岡村文四郎君

北口 龍徳君

小林 篤一君

野知 浩之君

藤野 繁雄君

堀本 宜実君

大河原 一君

北村 暢君

小宮市太郎君

石田 次男君

北條 倚八君

高山 恒雄君

衆議院議員

農林水産委員長

代理

小枝 一雄君

國務大臣

農 林 大 臣

赤城 宗徳君

政府委員

経済企画政務次官

伊東 隆治君

農林政務次官

谷口 慶吉君

農林省農政局長

昌谷 孝君

林野庁長官

田中 重五君

水産庁長官

松岡 亮君

事務局側

常任委員会専門員

宮田 秀雄君

説明員

大蔵省主計局主計官

長岡 実君

農林省農地局管理部長

石田 朗君

本日の會議に付した案件

○山村振興法案(衆議院提出)

○八郎潟新農村建設事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

○開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理事の補欠互選の件

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○森林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(仲原善一君) ただいまから委員會を開きます。

山村振興法案、八郎潟新農村建設事業団法案及び開拓融資保証法の一部を改正する法律案を一括議題とし、順次提案理由の説明を聴取することにいたします。衆議院農林水産委員長代理小枝衆議院議員。

○衆議院議員(小枝一雄君) ただいま議題になりました山村振興法案の提案の理由とおもな内容を御説明申し上げます。

山村が、その経済的文化的諸条件からきわめて後進的な地位に置かれていることは、すでに周知のとおりであります。特に最近、国民経済の急速な進展に伴い、ますますその立ちおくれが顕著となつてきております。すなわち大都市及びその周辺地帯を中心として産業の発展、生活文化水準の向上はめざましく、また、平地農村地帯においても、農業構造改善事業の実施等を通じて生産性の向上、所得の増大等の目標に向かつて着実な前進のあとがうかがわれるのに対し、ひとり山村においては、その産業基盤及び生活環境が劣悪であるため、人口の流出と地域社会の機能の低下の悪循環を繰り返しているのであります。

かかる事態を放置すれば、地域間の格差はますます拡大し、国民経済の均衡ある発展をはかる上でも、ゆゆしい問題となりかねないのであります。

このため、政府においても、従来から各種の後進地域対策、僻地対策等の施策を通じて格差是正に努力のあとがうかがわれるのであります。何分にも、各種施策の総合的方向づけと強力な財政的措置の裏づけを欠き、その成果は、見るべきものがあらわれない現状にあります。

このような現状に対処し、従来の施策の欠陥を補い、山村の振興を強力に推進することを目的として、この法律案を提出した次第であります。

次に、法律案のおもな内容について御説明申し上げます。

本案は、おおむね、二つの部分から成り立っております。

前段の部分は、山村振興の目標を明らかにするとともに、これに対する国及び地方公共団体の議

すべき施策について規定したものであります。

山村の振興の目標としては、国土総合開発計画その他の地域振興計画との調和を保つべきことを定めるとともに、具体的な目標としては、交通、通信連絡の発達、未利用資源の開発、産業の振興と安定的な雇用の増大、災害の防除、住民の生活文化水準の向上を掲げております。

この目標を達成するために、国は、山村の振興のために必要な事業について補助事業等の条件の緩和及び補助率等の引き上げ、地方財源の確保、国有林野の共用林及び部分林の設定等積極的な活用等適切な施策の確立及び拡充につとめるとともに、必要な財政上の配慮をしなければならぬものとしております。

地方公共団体につきましても、国の施策に準じ、山村の振興のために必要な事業が円滑に実施されるようにつとめなければならないものとしております。

なお、山村の範囲につきましても、政令で具体的要件を定めることとしております。

次に、後段の部分は、個別の山村についての山村振興計画の策定及びこれに基づく事業の実施に関する政府の措置について定めたものであります。

そのための手続としては、まず内閣総理大臣が都道府県知事の申請により山村のうちから振興山村を指定し、その振興山村について都道府県知事が山村振興計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けることとしております。

この場合における振興山村の指定は、山村振興の緊要度、予算上の裏づけ等を勘案し、逐次行なうのが適当であらうかと存じます。

なお、内閣総理大臣は、必要がある場合には、都道府県知事の行なう山村振興計画の作成をより適切かつ、効果的ならしめるため、山村振興の具体的方

針を勧告することができるとしてあります。
以上の措置の円滑適正な運営をはかるため、経済企画庁長官は、関係行政機関の協力を得て、山村に関する基礎調査を行なうこととしてあります。

内閣総理大臣の承認を受けた山村振興計画に基づく事業については、国においてその事業が円滑に実施されるように関係地方公共団体の財政事情等に配慮して助成その他必要な援助措置を講ずることになっております。

以上のほか、この法律の重要事項を調査、審議するため、総理府に山村振興対策審議会を設けることとしてあります。

この法律は、公布の日から施行し、有効期限については、昭和五十年三月三十一日までとしてあります。

以上が、この法律案の提案理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(中原善一君) 速記をとめて。

〔午前十一時五十九分速記中止〕

〔午前十一時二十四分速記開始〕

○委員長(中原善一君) それでは速記を始めて。

谷口農林政務次官。

○政府委員(谷口慶吉君) 開拓融資保証法の一部を改正する法律案につき、その提案理由を御説明申し上げます。

戦後緊急開拓に始まった開拓事業は発足後二十五年を経過しようとしており、現在全国で約十三万五千戸の開拓農家が農業に従事しております。政府はこれら開拓農家の営農を早期に安定させるため、従来から、道路かんがい排水施設等の基本的施設にかかる建設工事及び農舎・畜舎・乳牛等の営農施設の整備を促進する等各般の施策を講じて参りました。開拓融資保証制度は、これら開拓農家に對する助成策の一環として、昭和二十八年に発足し、以来開拓農家の信用力を補完し、その経営資金の融通の円滑化をはかる上において重要な役割りを果たしております。

最近の開拓農家の状況は、不安定な営農を続ける農家もなおかなり見受けられますが、総体としてはかなりの進展を示しております。特に昭和三十八年度からは開拓農家の振興をはかるため、開拓農家振興審議会の答申に基づき、開拓者資金融通特別会計からの営農施設資金の追加資金を軸とする新開拓者振興対策を実施しておりますことは御承知のとおりであります。この進展に伴って開拓農家の経営資金に對する需要も現に一そう増大してまいっております。

このようない開拓農家の経営資金需要の動向にこたえ、かつ、系統金融の実情に即応しつつ、開拓者に対する経営資金の融通を円滑化するためには、本保証制度の拡充、合理化をはかることがきわめて必要であると考え、このたびこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の主要な内容につき御説明申し上げます。

第一は、都道府県開拓融資保証協会の会員たる資格を有する者についてその範囲を拡大したことでありまして、従来会員資格のある農業協同組合を開拓者を主たる構成員とするものに限定していましたが、開拓者をその構成員に含む農業協同組合も開拓農業協同組合として同協会に加入できることに改めるほか、一定の要件を備える農事組合法人及び市町村にも新たに会員資格を与えることとしてあります。

次に、都道府県開拓融資保証協会の業務についての改正であります。このことについては会員である開拓農業協同組合及び農事組合法人の組合員である開拓者個人の債務を保証できる道をひらいたほか、会員である農事組合法人の債務の保証をも行ないうるようにする等その拡充をはかつてあります。

また、同協会が個人債務の保証を行ない得ることとしたことに伴い、信用事業を行なう農業協同組合及び農業協同組合連合会を金融機関として本法上規定するとともに、同協会の業務の一部を金融機関に委託できることとする等の改正を行なっております。

てあります。

第二は、政府の中央開拓融資保証協会に對する追加出資に関する規定を整備するための改正であります。

本制度においては、都道府県開拓融資保証協会の保証債務をさらに中央開拓融資保証協会が保証することとして制度の安定的な運営をはかつているのでありますが、政府は中央開拓融資保証協会の保証能力を増大させるため、同協会に對し、明年度において三千万円の追加出資をすることとしており、これに必要な規定の整備をいたすものであります。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(中原善一君) 石田管理部長。

○説明員(石田明君) 開拓融資保証法の一部を改正する法律案の内容につきまして若干補足説明をさせていただきます。

戦後開拓地に入植して現在農業を営んでいる農家は、約十三万五千戸でございます。これら農家の開墾面積は三十六万七千ヘクタールで全国耕地面積の六・一％に達しております。

開拓地の営農は年々進展しており、特に果樹、畜産物を中心とする生産の増加となつてあらわれております。ちなみに昭和三十八年の農業総生産額は約六億六千三百億円で年一〇％を越える伸び率で増大しております。しかし、全体としてこのような伸びにもかかわらず個々の開拓農家の営農を見ますと、なお営農基盤の確立していない者もかなり見受けられる実情にあり、今後一そう指導及び助成を強化していく必要があることを示しております。

昭和三十六年十一月には、開拓農家振興審議会から既入植者の営農振興対策に関する答申がありましたが、政府は、この答申を受け、建設工事の促進をはかることと、昭和三十八年度から新開拓の営農振興対策として五カ年計画で逐次新たな振興

計画の樹立認定を行なう作業に着手し、当該計画につき都道府県知事の認定を受けた者を対象として、政府の開拓者資金融通特別会計からの営農振興対策資金の融通と、開墾作業、土壌改良、共同利用の営農用トラクター及び集乳施設等の補助を行なつてまいっております。

開拓農家の肥料、飼料、家畜等に要する経営資金に對する需要は、このような開拓農家の進展に伴い増大しており、その動向を反映して本保証制度の利用も急激に伸長しております。その状況を保証残高の推移によつてみると、昭和三十五年六月末には約十七億円であったものが、昭和三十九年六月末には約二十九億円となつており、かなりの伸び率を示しております。さらに、前述の新開拓者振興対策が実施され、開拓農家の営農振興に必要な諸施設の整備等が進むにつれてこのような開拓農家の経営資金に對する需要の増大傾向は一そう強まつてきております。

このようない事象に對処するために今回の法律改正を準備した次第であります。

以下その内容を簡単に御説明いたします。

第一は、開拓融資保証制度の利用の現状にかんがみまして、都道府県開拓農業協同組合連合会または開拓農業協同組合が開拓者に転貸するための資金を農林中央金庫等の金融機関から借り受ける段階で保証し開拓者に融資するという従来の方式が基本であることに変わりはありませんが、これに補完的な道を開くことにより、未利用の開拓者の利用に資しようとするものであります。

その第一点は、開拓農業協同組合等の組合員である開拓者が金融機関に對して負担する債務を保証の対象とすることでありまして、

現行の方式は、金融機関と都道府県開拓農業協同組合連合会または開拓農業協同組合との間を保証し、融資は金融機関から都道府県開拓農業協同組合連合会、開拓農業協同組合を通じて開拓者に転貸する方式または金融機関から開拓農業協同組合を通じて開拓者に転貸する方式によつております。ところで、最近における本保証制度

の利用状況を見ますと、前述しましたとおり保証残高がかなりの伸び率で増加しておりますが、反面未利用の開拓農業協同組合も相当ある現状であります。したがって、本保証制度をさらに一そう多くの開拓者に利用させるため、保証資金の融資を受けた希望しながら、その属している開拓農業協同組合に問題があるため融資を受けられない開拓者があつた場合にも、新たに、信用事業を行なう農業協同組合を金融機関とし、かつ、金融機関と開拓者との間を直接に保証することによって、信用事業を行なう農業協同組合からも営業資金の融通を受け得るようになしうとするものであります。

その第二点は、従来地方保証協会の会員となり得る開拓農業協同組合は、開拓者を主たる構成員とするものに限つていたのを、開拓者を構成員の全部または一部とする農業協同組合に改めることとあります。これにより、会員となつた農業協同組合からその農業協同組合に所属している開拓者に転貸する資金についても保証を受けられるようになしうとするものであります。

その第三点は、以上の改正に関連して、本保証制度上の金融機関の範囲を拡大したこととあります。従来は、金融機関としては、農林中央金庫だけが法律上規定されており、政令により信用事業を行なう農業協同組合連合会を指定していたのでありますが、当該連合会及び信用事業を行なう農業協同組合を法律上金融機関として規定し、これら系統機関の原資をも利用し得るようになしうとするものであります。

その第四点は、個人債務の保証の道を開いたことに伴い、同協会の業務の一部を都道府県開拓農業協同組合連合会が、金融機関に対しても委託できることとしうとするものであります。その他脱退及び脱退者に対する払い戻し等の規定について所要の整備を行なつております。

第二は、地方保証協会の会員資格の範囲を拡大したことでありまして、これまでは都道府県開拓農業協同組合連合会及び開拓農業協同組合が地方

保証協会の会員資格を有することとしており、このうち開拓農業協同組合の範囲を拡大したことに ついては前述したとおりであります。その他開拓農業協同組合法人及び市町村にも新たに会員資格を与えることとしております。

その第一点は、開拓者を主たる構成員とする農事組合法人であつて共同利用施設事業または農作業の共同化を行なうものが逐次設立されている現状にかんがみ、これに地方保証協会の会員資格を与え、その事業資金にかかる債務の保証を行ない得るよう措置したこととあります。

その第二点は、農業信用基金協会の例になら い、市町村に地方保証協会の会員資格を認め、市町村内の開拓者の経営資金の融通の円滑化をはかるため、同協会の会員となることができるようになしうとするものであります。

第三は、政府の中央保証協会に対する追加出資の規定を整備することとあります。保証残高の伸びを見込んで、政府は昭和四十年年度において三千万円を中央保証協会に追加出資することとしておりますが、これとの関連において、従来法律改正を行なわなければ政府の追加出資ができないこととなつてゐるのを改め、今後は、政府が必要があると認めるときは、予算についての国会の議決を経て、随時同協会へ追加出資をすることができるようになしうとするものであります。

以上がこの法律案の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

それでは、配付いたしました法律案資料につきまして、若干御説明を申し上げます。

本資料におきましては、開拓融資保証法の一部改正法案を御審議いただきます御参考と思ひまして、開拓に關する一般資料、それから開拓融資保証の現在までの運営状況の資料、この両者を資料として提出いたしてございます。

まず、前半が開拓全般の資料でございます。最初に第一ページに、開拓用地の取得及び荒り渡し状況ということで、三十九年までの実績を掲記

してございます。で、次に二ページ以下に、開拓事業の実績がございまして、ここに建設事業、その他のいわゆる土壌調査、土壌改良、開墾作業、入植施設といったような従来の開拓に關する諸事業の実績を掲記いたしておいたわけでございまして。六ページ以降に、その実際の入植の状況を掲げてございまして、六ページにございまして、さらに、年度別の入植戸数がございまして、この中で、離農された方もございまして、三十九年二月一日現在におきます入植現在戸数、先ほど申し上げましたが、十三万五千というものをここにあわせて掲げてございまして。増反についても同じく資料をあげてあるわけでございまして。

次に七ページには、開拓農家に対する融資の状況でございます。貸し付けの累計額を金融機関側から見ましたものと、それから次の八ページには、これは農家側より見ました借入れ金の残高及び延滞額というものを掲げてあるわけでございまして。

それで、次に第九ページにおきましては、これは現在進めておりますいわゆる新振興対策におきます開拓農家の振興計画の樹立、提出、その認定という状況、これを掲げてあるわけでございまして。

一〇ページ以降には、開拓農家の営農状況、これを開拓農家について全体的に調査をいたしておりますので、これに基づきまして現在の開拓の営農の進め方、これを入植戸数、耕地面積に始まりまして、建物、施設、家畜等の状況及び現在の収量と、これらを逐次掲げてあるわけでございまして。それでその開拓農家の全体の収支及び全体の生産額というものが一三ページ、一二ページに掲げてございまして、さらに一三ページにおきましては、食糧生産の状況及び家畜の状況というものを掲げてございまして。一四ページにございまして、全体の作付体系がどういふふうに変遷しておるかというものを掲げてあるわけでございまして、それ以下の一五、一六におきまして全体の粗収入別戸数及び生産手段及び粗収入の全体の状況を掲

げ、かつ一七ページ以降におきましては、数は限られておりますけれども、開拓農家の経営状況、これを経営経済調査をいたしておりますので、それを掲げました。ただし、この一七ページの(注)に書いてございまして、これは記載能力ある者を特に選び出して調査をいたしておりますので、実際の開拓農家の平均よりも経営の全体の状況が高く出ているという問題がございまして、これを使ひます場合には、そういう点を検討いたして使わなければならぬと考えております。次に、開拓農家と既農家との財産構成の比較及び開拓農家の財産及び農業収入の推移といったようなものを掲げてあるわけでございまして。二〇ページには、これと関連いたします開拓農協、この状況全体を一覧にしておるわけでございまして、全体四千三組合の状況が概観されております。

二一ページ以降が、開拓融資保証制度の運営に關する資料でございます。ここでは中央保証協会及び地方保証協会の基金の造成状況及び保証残高、これがどういふふうに変遷いたしておるかというものをまず掲げてあるわけでございまして。二二ページには、この開拓農協の保証協会への加入状況及び開拓者のこの保証協会の利用状況を地域別に一覧にいたしまして、利用の現況をあらわすようになしうしてございまして。さらに、最後の二三ページにおきましては、この保証資金の使途を、これも地域別でございまして、肥料、飼料その他にどのような割合で使われておるかというものを示します表を掲げておるわけでございまして。以上で、開拓の概況及び融資保証の現況を資料で提出してございまして。非常に簡単な御説明でございますが、必要に応じて、また、随時御説明もいたす機会もあるかと存じますが、資料全体としての説明をいたしますと、そのようなことでございまして。

○政府委員(谷口慶吉君) 先ほど開拓融資保証法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を申し上げましたが、説明の中で誤謬がございまして、まことに恐縮でございますが訂正させていただきます。

だきたいと思ひます。

御説明申し上げました最後のところでござい
ますが、私が読みましたのは「政府は中央開拓融資
保証協会の保証能力を増大させるため、同協会に
対し、明年度において三千万円」と、かように読
みましたけれども、これは、「明年度において」と
いうのを「昭和四十年度において」と訂正してい
ただきたくお願い申し上げます。

以上でございませう。

○委員長(仲原善一君) 質疑はあとに回すことに
いたします。

○委員長(仲原善一君) 続いて、八郎潟新農村建
設事業団法案の提案理由説明をお願いいたしま
す。谷口農林政務次官。

○政府委員(谷口農政次官) 八郎潟新農村建設事
業団法案につきまして、その提案の理由及び要旨を
御説明申し上げます。

八郎潟干拓事業は、わが国第二の大湖八郎潟の
約二万二千ヘクタールの水面のうち一万七千ヘク
タール余に及ぶ干拓地を造成する計画のもとに、
昭和三十三年国営事業として着手され、わが国干
拓史上かつてない大規模干拓事業として今日に及
んでいるのであります。以来、着々と工事も進捗
し、昭和三十八年から三年間の予定をもつて中央
干拓地内部の干陸を開始し、現在、すでに約六千
ヘクタールの土地が出現しており、やがて一万数
千ヘクタールに及ぶ広大な中央干拓地が造成され
ることになっております。

この八郎潟中央干拓地における新農村の建設に
あたりましては、生産基盤の整備、農業技術の改
良開発等農業近代化のための諸施策を結集し、能
率的な農業経営を導入いたしまして、生産性の高
い農業経営を確立し、農村環境の整備と相まって
ここに模範的な新しい農村社会を創設しようとし
るものであります。

また、この考え方に照応して、中央干拓地に關
する地方行政上の措置といたしましては、第四十
六国会におきまして制定されました大規模な公有

水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等
の特例に関する法律に基づき、昨年十月一日大潟
村が独立して設置されております。

八郎潟における新農村の建設のためには、国の
工事に引き続き、農地等土地基盤の整備、営農用
施設及び社会公共施設の設置等の多岐にわたる諸
事業を実施する必要があるものであります。事業
の一体的施行の必要性、設置以来の浅い新農村の
実情等にかんがみ、他の干拓地におけるがごと
く、入植者がみずから、あるいは既存市町村の援
助を受けて入植、営農を行なうこととするこ
は、きわめて困難であると考えるのであります。

このため、新農村建設のための諸事業を農業者の
入植、新農村の確立に先行して総合的かつ計画的に
実施する主体が必要なのであります。

本法律案は、以上の諸理由に基づきまして、八
郎潟新農村建設事業の統一的な実施機関として独
立の法人格を有する八郎潟新農村建設事業団を設
立しようとするものであります。

以上が本法律案の提案理由であります。次
に、本法律案の要旨を御説明いたします。

まず、第一に、事業団の組織等につきまして
は、資本金は、全額国が出資することといたしま
したほか、事務所、役員、定款、任命等につ
き所要の規定を設けております。

第二に、事業団の業務といたしましては、新農
村建設のための諸事業を総合的かつ計画的に行
うことといたしております。その内容としては、
農地等の整備、公用・公共施設および農業用共
同利用施設、農業者の住宅の建設等を行ない、公
共施設等は、建設後地方公共団体等に譲渡し、農
業施設及び農業用機械器具は、農業者に譲渡し、
または貸し付けることといたしております。ま
た、集落用地等事業団が国から直接配分を受けた
土地を譲渡することも業務として規定しておりま
す。その他委託を受けて、入植者の訓練等の農業
技術の普及指導等の事業も行ない得ることとい
たしております。

第三に、業務の実施方法といたしましては、国
が秋田県知事および大潟村長の意見をきいて基本
計画を作成し、これを事業団に指示することに
いたし、以下これに基づいて事業団が各種の事業を
行なう場合には、それぞれ事業実施計画、業務方
法書を作成して主務大臣の認可を受けなければな
らないことといたしております。また、事業団が
国から直接配分を受けた干拓地を他に譲渡する場
合には、その手続、配分を受ける者の選定等は、
国が現行制度下で干拓地を配分する場合に準じて
実施することといたしております。その他農地整
備の費用についての賦課金の徴収方法等について
も所要の規定を設けております。

第四に、事業団の財務および会計であります
が、事業団の予算、資金計画、財務諸表、借入金
等につきましては、主務大臣の認可または承認を
受けることを要するものといたしております。

第五に、事業団の監督は、主務大臣がこれを行
なうこととし、業務に關し必要な命令を発し、ま
た、事務所等への立ち入り検査を行なうこと
といたしております。

最後に、この法律の主管大臣は、農林大臣でござ
いまして、事業団の事業が大潟村の行政に深
く関連いたしますことにかんがみ、公用・公共施設
の造成、譲渡等に関する事項につきましては、農
林大臣と自治大臣の共管にいたしております。

以上が、この法律案の提案理由および要旨であ
ります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可
決下さいますようお願いいたします。

○委員長(仲原善一君) 石田管理部長。

○説明員(石田明君) 八郎潟新農村建設事業団法
案につきまして、若干補足して御説明申し上げます。

この法律案は、提案理由の説明にもありまし
たとおり、八郎潟新農村建設事業団を設置して、国
営八郎潟干拓事業によって生ずる土地につきまし
て、農地等の土地の整備、公用、公共施設、農
家住宅等農村施設の造成等の事業を総合的かつ計
画的に行なうことによりまして模範的な新農村を
建設することを目的としております。

の事務所、資本金等について規定し、第二に役員
等事業団の組織について規定し、第三に業務の範
圍及びその実施方法等について規定し、第四に財
務、会計等について規定しております。ほか、一般
的監督規定、罰則、設立手続等について規定して
おります。

以下、その細目につきまして、若干補足させて
いただきます。

第一章は、この法律の目的、法人格、事務所、
資本金等総則に関する規定であります。

そのうち、第三条は、事務所に関する規定であ
ります。本事業団は、八郎潟干拓地について事業
を行なうものであります関係から、主たる事務所
も事業の遂行上の便宜を考慮し、秋田市に置くこ
としております。

次に、第四条は、資本金に関する規定でありま
す。設立当初の資本金は、二億円とし、政府がそ
の全額を出資することとしておりますが、その後
におきましても、政府は、必要があると認めると
きは、予算で定める金額の範囲内において、事業
団に追加出資をすることができるとしており
ます。

第二章は、事業団の役員及び職員に関する規定
であります。

まず、第八条から第十五条までにおいては、役
員の定数、職務権限、任命権、任期及び役員に關
する制限について定めております。

次に、第十七条においては、事業団の職員の任
命について定めております。

第三章は、事業団の業務の範圍、その実施方法
等事業団の業務に関する規定であります。

まず、第十九条においては、事業団の業務の範
圍を定めております。

第一項の業務は、この法律の目的を達成するた
めの基本的なものであり、その範圍は、各号に列
記しております。

第一号は、農地、宅地等の整備であります。八
郎潟の干拓工事は、提案理由説明にもありました
とおり、国営事業として目下干陸並びに基幹工事

が行なわれつつありますが、その進捗状況に照応して土地整備事業を先ず先行して事業団の事業として行なうこととしておるのであります。

第二号は大瀧村の区域内における種々の施設の造成であります。施設の内部にいたしましては、まず、公用または公共用に供する施設及び住民の共同の福祉のために必要な政令で定める施設であります。これは、大瀧村における住民の生活環境の整備のために必要と認められるものを、あらかじめ、事業団によって造成しておくことが適当であると考えられるものであります。施設の第二は、農業用共同利用施設及び農業者の住宅であります。これらのものも、あらかじめ、農業者の入植に先だつて、造成しておく必要があるものであります。

第三号は、以上の業務により整備された土地または造成された施設が災害を受けた場合における災害復旧であります。

第四号は、事業団が造成した施設の譲渡または暫定的にこれらのものの貸し付けその他の管理であります。

第五号は、後ほど御説明いたしますが、事業団が国から配分を受けた干拓地の譲渡であります。

第六号は、大瀧村において営まれる近代的農業経営のために必要な農業用機械器具を農業者に譲渡または、貸し付ける業務であります。

次に、第二項の業務は、国または地方公共団体からの委託に基づいて行なうものであります。

第一号は、大瀧村の入植者等のためにする農業指導訓練等農業に関する技術及び知識の普及指導の受託であります。

第二号は、事業団が実施する工事と密接な関連を有する工事の受託であります。

第三号は、国営八郎潟干拓事業によって造成される土地改良財産の管理の受託であります。

また、第二十条では、農林大臣は、土地の整備及び施設の造成の業務について、あらかじめ秋田県知事及び大瀧村長の意見を聞いた上で基本計画を作成し、これを事業団に指示するとともに、その概要を公表することとしておられます。

次に第二十一条において、事業団は、土地の整備、施設の造成及び災害復旧の業務について、あらかじめ秋田県知事及び大瀧村長と協議した上で、基本計画に基づいて事業実施計画を作成し、農林大臣の認可を受けなければならないこととしておられます。

第二十二条においては、施設及び農業用機械器具の貸し付けその他の管理及び譲渡並びに土地の譲渡の業務については、事業団は、その業務開拓の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならないものとしておられます。

第三に、第二十三条から第二十五条までにおいては、土地整備の賦課金について定めております。すなわち、一たん事業団が国から直接配分を受け、それをさらに第三者に譲渡する場合の土地についての整備費用は、土地の譲渡の対価に含めて一括して事業団が徴収できるのであります。が、国から直接に農業者等に配分される土地の整備費用につきましては、その土地を取得した者から事業団が賦課金を徴収し得る旨の規定を設けておられます。

第四に、第二十七条においては、事業団が国から配分を受けた土地の第三者への譲渡について、農林大臣の認可を受けて土地譲渡計画を定め、これに基づいて予定譲渡面積等を公告し、譲り受け申し込み書を提出した者のうちから適当と認める者を選定してその者に譲渡することとしておられます。

第四章は、事業団の財務及び会計に関する規定であります。第三十条及び第三十一条においては、事業団の事業計画、予算及び資金計画並びに財務諸表について、農林大臣の認可または承認を受けなければならないこととしておられます。

また、第三十二条から第三十八条までにおいては、事業団の毎事業年度の損益の処理方法、長期または短期の借入れ金をする場合の制限、余剰金の運用方法等について定めておられます。

第五章は事業団に対する農林大臣の一般的監督に関する規定であります。

第六章は、雑則に関する規定であります。そのうち、特に、第四十三条から第四十六条までにおいては、土地改良法の特例として、農林大臣は、施設用地その他事業団に配分することを相当と認める土地を事業団に直接配分し得る制度を設けたほか、事業団に対して干拓地の一時使用を認め得る制度等についての規定を設けておられます。

第七章は、罰則に関する規定であります。附則におきましては、事業団の設立手続等について定めておられます。

なお、最後に、本法律案の主管大臣であります。事業団の行なう業務が広く新村の基礎づくり一般にも、及んでいくことにかんがみまして、公用または公共用に供する施設及び住民の共同の福祉のために必要な施設にかかわる業務に関する事項については、農林大臣及び自治大臣の共管とし、その他の業務、役職員その他事業団の管理運営一般に関する事項については、農林大臣の専管としておられます。

以上をもちまして、本法律案についての補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(仲原善二君) 続いて資料説明を求めます。石田管理部長。

○説明員(石田明君) それでは、お手元にお配りしてございます八郎潟新農村建設事業団法案参考資料につきまして御説明を申し上げます。

本資料は、この法案の御参考に供しますために、まず、八郎潟の干拓事業の概要並びに事業団の事業についての計数的考え方、それから参考資料といたしまして若干の一般干拓事業に関する資料

並びに外国の事例、その他新農村を建設しますに於ける技術的諸問題に関する諸資料及び八郎潟付近の市町村の状況及びすでに国会において御承認になっております八郎潟の地方自治に関する特例の法律を掲げてございます。

ごらんいただきますればわかりますように、まず、一ページから三ページにわたって八郎潟の干拓事業の概要を掲げておられます。全体で一万七千ヘクタールの干拓地を造成いたしますために事業を実施いたしておる実情を、三ページの略図を含めまして御説明をいたしておるわけでありまして、

次に、四ページ以降に、八郎潟中央干拓地の開拓に関する仕事の進め方、工程を掲げたのでございます。これは事業の進み、かつ干拓化いたしてまいりますに伴い、事業団においてさらにいろいろな施設をいたさねばなりません、それらの諸工程を全体として把握していただけたらという資料を、工程図を含めここに併記してあるわけでございます。第五ページまでがその関係の資料でございます。

次に、第三番目といたしまして、六ページ以降に、この事業団の事業につきましてその全体を概観し得るような資料を掲げておるわけでございます。六ページから八ページまでがその資料になっております。

九ページ以降は先ほど申し上げました。さらに、この法案を御審議いただきます場合の参考資料として掲げましたものでございまして、まず、九ページ以降に、オランダにおける干拓地の新農村建設方式、これが先進国の事例でございます。参照し得る点も多しと存じ、御参考までに掲げてあるわけでございます。これが九ページから一四ページまで掲げておられます。

次に、八郎潟干拓地におきまして新技術を逐次導入をいたしてまいらなければならないわけでありまして、その場合の一つの問題といたしまして、水稲のじきまきの普及状況を一五ページに掲げ、かつ一六ページ及び一七ページには大型機械

の現在の普及状況、これを掲げまして御参考に供しておるわけでございます。

また、一八ページには、現在八郎潟におきまして実験農場を設けまして、大型機械化稲作の作業体系試験を実施しております。その試験の概要を記しまして、これまた御参考に供しようと考えてゐるわけでございます。

それから二〇ページ以降につきましては、八郎潟の周辺の市町村の状況、これを一般の産業別の人口によつて一応概観いたしますと同時に、農業経営の状況を掲げてあるわけでございます。

それから最後に、先ほど申し上げましたように、すでにこの法律によつて大潟村という村ができておるわけでございますが、この基礎になりました、すでに御可決をいたしておられます大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律、これを御審議いただく場合の御参考が必要であらうかと考えて、ここに資料にあわせて掲記いたしておるわけであります。

簡単にございますが、以上をもつて参考資料の説明といたします。

○委員長(仲原善一君) 委員の異動について御報告いたします。

四月二十六日付をもつて、委員田中啓一君が辞任され、その補欠として沢田一精君が委員に選任されました。

本日付をもつて沢田一精君が委員を辞任され、その補欠として田中啓一君が委員に選任されました。

○委員長(仲原善一君) つきましては、この際、委員長は、前例に従い、理事に田中啓一君を指名いたします。

午後一時三十分まで休憩いたします。
午後四時十一分休憩

午後一時五十一分開会

○委員長(仲原善一君) ただいまから委員会を再開いたします。

漁港法の一部を改正する法律案を議題とし、本案について質疑を行なうことにいたします。

質疑のある方は、御発言を願います。

○大河原一三君 先に資料についてちよいとお聞き申し上げたいのですが、この薄いの資料にありますが指定漁港数調べ、四十年一月二十日現在ですけれども、これは第一種、第二種、第三種、特定第三種、第四種を含めて二千七百六十八港になつておりますが、この指定漁港数ということですから、指定されないようなところという漁港といふものはあるのでしょうか。ちよつと念のためにお聞きしたいと思います。

○政府委員(松岡亮君) もうほとんど大多数は指定されておりますが、指定されていない漁港というのは、大体百前後ではないかと思ひます。

○大河原一三君 その百前後に及ぶ、これは自分のほうを言つて恐縮なんですけれども、私も、東北地方にもそういうケースがあるように聞き及んでゐるんですけれども、その百幾らに及ぶ指定されない漁港といふものは、どのような内容として、なぜ指定されないのか、それをひとつお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(松岡亮君) 現在漁港として相当程度活用されてゐるものは、もうほとんど指定を終わつておるのでございます。で、非常に利用度が低い、あるいはもう漁港として最近はずつかり形が変つたといふような場所においては、まだ指定されてないといふようなものもございまして、けれども、大體利用されてゐる漁港はほとんど指定されております。それから内水面で幾らかあると思ひます。

○大河原一三君 まあそういう点、聞きますとこまかくなりますから、その程度でけっこうですが、それから資料の二のほうにあります、いまの問題とも関連がございしますが、第三次漁港の整備計画の採択漁港数が出ておりますが、これは第三

次の漁港指定ということで採択されておるわけですが、この現在の第一種、第二種、その他各種を入れまして二千七百六十八のうちの第三次の指定漁港として採択された漁港数は幾つになつておりました。それをお聞きしたいと思ひます。資料にあるかもしれないが、見ていなかったと思ひます。

○政府委員(松岡亮君) 第三次漁港整備計画で採択されておりますのは三百八十でございます。

○大河原一三君 この三百八十の第三次指定漁港のうち第一種がどのくらいになつていますか。第一種、第二種、あと第三種、第四種でけっこうです。

○政府委員(松岡亮君) 第一種漁港が八十四、第二種漁港が百五十七、第三種漁港が七十一、特定第三種が八、第四種が六十、こういう内訳でございます。

○大河原一三君 この第三次指定を受けた漁港と、それから、これはもう現在数から見ますと三百八十しかなくなつていないわけですが、この三百八十が第三次指定として指定されてゐるわけですが、その指定基準といふのは、どういふ点が指定基準になつておりますか。

○政府委員(松岡亮君) 漁港の指定と、整備計画に採択するといふこととや別の概念でございますが、指定漁港のうち修築事業が行なわれるものについて整備計画の対象にしておるわけでございます。改修事業、局部改良事業を行なう漁港につきましては、整備計画のワクの外でございます。

また、指定した三百八十港といふのは、修築事業を行なう漁港のみでございます。そういう関係で、漁港数が指定漁港に対して少ないような感じがございまして、改修事業、局部改良事業を加へますと、事業量としてはかなりなものでございまして、それで指定漁港のうち、修築事業として採択するものは、もちろんその利用状況からして、現在の漁港の規模では不十分でありますとか、あるいは相当な規模の工事を行なわなければ荷揚げその他の漁港の機能が十分発揮されないといふよう

なことから、申請によりまして取り上げるわけでございしますが、大體の基準としましては、事業の規模が八千万以上のもの、そういう基準で取り上げるわけでございます。

○大河原一三君 そうしますと、現在は各種取り入れまして二千七百六十八港の中に、第三次の指定といたしましては、三百八十港が指定されておるわけですが、この中に、いま示された第一種が百五十七、第二種が七十六、こういうふうに分類されておるわけですが、そうしますと、残りの二千三百港に対して今後さらに第四次、第五次指定といふような、そういう方向で今後進められるわけですか、どうですか。その点だけひとつ。

○政府委員(松岡亮君) もちろんごく一部でございますが、すでに整備計画、第一次、第二次計画で終わったものもございしますが、大多数につきましては、今後整備計画の対象として修築事業を行なわなければならないものでございます。ただし、改修事業あるいは局部改良事業で大體目的を達成し得るものはそのほうで行なうわけでございまして、今後採択されない漁港、あるいは採択されたものでも、第三次整備計画で一応終わりましたもので、さらに拡張を要するといふ場合がございまして、そういうものを含めて第四次、あるいは必要によつては第五次計画までいたす考えでございます。

○大河原一三君 先ほど触れましたように、この三百八十港の中に、第一種が八十四、第二種が百五十七といふけれども、この全体あるいは第三種、第四種、あるいは特定第三種全体を含めまして、比率の点から検討いたしますと、何かしら第一種、第二種の指定といふものは少な過ぎるのではないかという感じを抱くわけですが、これは何でございますか。第一種、第二種等は事業量が少なからず、いわゆるこの計画に乗つてこないといふような、そういう面から考えられて少ないのか。あるいはまた、今後、いま長官が言われましたような改修とか、あるいは局改においてこ

れをやつていくというよりな予定があるために、この第一種、第二種の場合の指定が少なうのか、その点をひとつお聞きしたいと思います。

○政府委員(松岡亮君) ただいま御指摘がありましたが、第一種、第二種漁港につきましても、事業規模がやはりどうしても小さくなるというところから、改修事業として行なわれるものが相当多いというところは否定できないのでございませう。それに対しては、補助率等は全く修築事業の場合と改修事業の場合と同じに扱っているわけでございますが、それと、最近の傾向といつたしまして、漁船が大型化する、あるいは大型の漁船が非常にふえております。そういった漁船は沖合い、遠洋まで出漁して、相当大きな漁港を根拠地として、そこに水揚げを行ない、また、いろいろな出漁の準備もそこでやるという傾向が漸次大きくなっておりまして、したがって、まして、どうしても第三種あるいは第四種漁港につきましても、拡張あるいは、いろいろな改良工事を必要とするという傾向が多いわけでございます。

○大河原一夫君 いまも触れられた改修と、それからいまの局部改良、局改事業ですね、これは漁港法の中に実際載っていないのですが、この改良と局改がなげ漁港法の対象になっていないのかということですが、私、いま長官もいろいろお話をされましたように、今後の沿岸漁業の振興を考へ、あるいはまた、同時に、船舶の大型化であるとか、動力化とか、そういった方向が指示されるし、漁業としての今後の発展というものを期さなければならぬというのを考えましたときに、やはり私は、改修も改良も漁港法の中に規定して、漁港法の裏づけによって運用するべきではないかというふうに考えられるのですが、なぜ今日、改良なり局部改良なりというものが漁港法の対象にならないのか。私は、事業量の面とか、その他の比重の面から考えると、そういった点もわかるような気がしますが、今後の沿岸漁業の根拠地としての漁港のあり方を考えたときに、やはり局改にいたしまして、改修にいたしまして、漁

港法という明確な法の裏づけによって運用されるべきではないか、このように考えてお聞きしたわけですが、その点はいかがですか。

○政府委員(松岡亮君) 確かに御指摘のような問題はあります。局改改良事業につきましては、これはその名の通り、あまり大規模な工事ではなくて、局部的な改修といふことで、特に防犯的な意味をもつて、一、二年のうちに早期に完成するというものを一つの大きな目的にいたしておりますので、やや局部改良事業につきましては趣意を異にするのでございませうが、修築事業と改修事業との差は、確かに、一方は漁港法によつて、一方は漁港法によらないという区別をつける決定的な理由というものは、私どもはそうないとは思つておるのでございませう。しかしながら、漁港法の修築事業として、整備計画の対象としてやつていくことは、これは重点を明らかにして、それとできるだけ着実にやつていくという意図で、整備計画の対象にするという意図があると思ひますが、改修事業につきましても、それよりも弾力性を持たす。整備計画だけではどうしてもきしぎしたような面がございませうので、その範囲をさらに広げて、改修事業によつてより一層足らないところを補ない、また、弾力性をもつて漁港の整備をはかつていくことに、まあ現在の区分の意味があるかと思ひます。法律論としては、むしろ漁港法を改正しなくて、現在改修事業と称しておられますもの、八千万円以下五千万円以上というものを修築事業として、整備計画の対象にすればできないことはないわけでございます。これは法律上は法律の改正をしなくてもできるわけでございますが、いろいろな予算の運営なり、あるいは漁港整備の事業の実施の面からしまして、全部計画の枠内でやるということでは、やや弾力性を欠くという感じもいたしますので、また、現状において、特にその間に非常な不平等があるわけでもございませんで、さしあたり、われわれとしては現状で續けてまいりたい、こう考えておるようなわけでありま

す。

○大河原一夫君 不平等で云々ということもありませうけれども、これはむしろと談義になるかもしれませんが、やはり漁港の整備というよりな一つの目的を考えたときに、それは事業量のその他の面においてウエートの差はあるだろうと思ひますけれども、やはり漁港の全体的な整備というたてまえからすれば、この修築にいたしまして、あるいはまた、改修にいたしまして、あるいはまた、長官が言われましたように、小さい防犯的な、短期間にできるという局改にいたしまして、漁港全体に対する修築整備ということとを、漁業の振興という点から考えますと、やはり多少のウエートの差があつても、この法の裏づけをもつて運営できないものかどうかということも考えられるわけですね。同時にまた、長官が言われましたような弾力的な一むしろ、そういうふうな局改なり、改修は漁港法の対象にならなくても弾力的な運営もできるということも言われましたけれども、やはりこれは、法の裏づけがあつても弾力的な運営はできないわけはないと思ひます。これは理屈になるかもしれませんが、将来の漁港全体の持つ意義から、特に小漁港の改良や改修が多い一種、二種等の問題を考えたときに、やはり法の対象として今後運営に当たるといふたてまえをとつたほうがよりつきりするのではないかと、かように考へるからお聞きしたわけですね。今後の見通しとしてはどうなふうに考へるわけですか。

○政府委員(松岡亮君) 私も、いまおっしゃいましたこと、それを一々そうでないと申し上げる理由もないと思つております。私の考えは、いまも申し上げましたように、整備計画だけでいきますと、どうしてもやや窮屈な感じがしてやりにくいという面もございませうので、わりあいこたわつておるわけでありませう。今後の問題としては、いまお話がありましたような点は、すでに従来から問題にされておるところでございませうが、十分研究し、もしそのほうがよいと思はれるならば、その方向に改めることも考へる必要があると思つて

おります。

○大河原一夫君 それと直接関係しまして、今度の法案によりまして、一種、二種の修築に対して補助引き上げが行なわれるわけですが、ただ、いまも申し上げたように、今後は局改ですね、局改だけは今度の補助引き上げの対象にならないということですね。先ほどいろいろ局長さんが言われました漁港の整備に関しては、いろいろウエートの面は多少あつても、運営の面その他において十分にまかない得るのだという、そういう御説明もあつたわけですが、そうだったならば今度の法改正において局改だけが補助引き上げの対象にならなかつたのかと、そういう点を考へるわけですが、これは今度の法案に出ておりませう。これは据え置きということですね。従来の三分の一ですか、あれば、これはどうですか。

○政府委員(松岡亮君) この点も問題の点でございませうが、まあ従来からの考え方といたしまして、局部改良は非常に小規模な事業でございませう。したがつて、地元の負担も実際の額としては比較的軽微なものでございませう。そういったことから、私どもとしては局部改良の性格から言ひまして、これはまあできるだけ早く完成する。特に防犯的な意味が強いものでございませうから、そういうことで補助率の改定よりも仕事を早くやるということに主眼を置いて運営いたしておるのでございませう。その結果としまして、前回資料説明の際にも申し上げましたが、事業の進捗率は修築事業、改修事業に比較しては、まあそういったテンポで進んでおるのでございませう。まあそういった補助率引き上げという問題については、触れなかつた次第でございませう。

○大河原一夫君 私は、なぜ今回の局部改良に対して補助率引き上げを行なわなかつたということに對する多少不合理なものを考へているからなんです、特に局改等の場合においても、地方の漁業従事者ですか、あるいはまた、その団体である

漁業協同組合等の負担ですね、負担軽減という面を考へるときに、やはり今回は改修と同じように補助率を引き上げるべきではなかったか、そのように考へておられるのですが、局改の場合の地元負担の点ですけれども、これは関係地方自治団体の負担等はどうなるようになっておりますか。

○政府委員(松岡亮君) 局改事業の場合におきましては、地方団体の負担が三分の一、国の負担が三分の一、あと地元の負担、大体こういうようなことであると思っております。

○大河原一孝君 地元の三分の一に、それからまた漁業従事者の三分の一の負担というものは、決して軽なものではないのではないか、やはり相当に負担が重くなつてきておる現状ではないか、特に局改等を行なわなければならないような地元漁民等の現状の姿から申し上げますと、三分の一というものはなかなか容易ではないわけですから、どちらかと言へば零細漁民に關係するところの負担率の引き下げ等については、やはりこの点もあわせてやるべきではなかったか、このように考へるがゆゑに、いまお伺したわけですが、やはり今後の方針としては、現状のようなさういふ線を貫いていかれるというお考えですか。

○政府委員(松岡亮君) ただいまの私の答え方が少し不正確でございましたが、三分の一の国の負担、県が三分の一、それから地元市町村が三分の一というのが一般の状態でございますが、その一般の市町村の負担の分の場合、これは修築、改修の場合も同様でございますが、地元漁民あるいはその組合に負担が一部かかる場合があるというところが問題とされるゆゑでございますが、その点におきましては、やはり局改事業は事業規模が非常に小さいものでございますから、実際の負担は改修、修築事業に比較しますと少ないというところは否定できないと思ひます。また、局改事業でも相当な漁港についても行なわれるわけでございます。常に零細漁民ばかりの小さな漁港だけ、船だまりのような漁港だけが局改の対象になるというわけでもないでございます。さういふいろいろ

な、われわれとして言ひわけもござりますけれども、これはやはりどつちかというところと零細漁業者の多いところとござりますから、さういふ面も今後あわせて十分検討したいと思ひます。

○大河原一孝君 地元の漁業従事者あるいは組合等は、今日の局改等に対して、やはりいまの改修、その上の段階であります、上というものはおかしいかもしれませんが、いわゆる改修の方向に、何といひますか、統合といひますか、格上げといひますか、さういふ方向でさらに局改を改修に

し、改修をさらに修築の方向にかさ上げをするようなさういふ方式をとつて、そのことによつてやはり地元の方々の負担の軽減に当たつてもらいたいのだと、さういふ声がおわれわれのほうにきておるのですね。ですから、あとで申し上げますが一、二種あるいは三種等の統合等の問題ですが、統合、統一等の問題にも関連するのでござります。いまの事業内容を規定しておる一部改良、改修、そして修築といふ三つの段階があつて、二つだけは一応漁港法の対象になつておるが、一つは漁港法の対象にならぬが、これも含めて、今後やはり一つ一つ上のほうに統合、統一という方向をしてもよろしい、そのことによつて非常に負担軽減になるのではないかと、この要望があるのですけれども、さういふ点は、やはり将来の方向として、展望として、さういふふうにお考へになつておりますか。

○政府委員(松岡亮君) ただいまの御質問の中で、問題が二つあるのではないと思ひます。一つは、一種漁港から二種漁港へ、あるいは特別の場合には二種漁港から三種漁港へ格上げするといふ問題と、局改事業で従来やつていたものを改修事業として取り上げる場合、それから改修事業を修築事業として取り上げる場合、この二つの問題があるかと思ひますが、あとのほうの問題につきましては、やはり局改事業といふものをどう観念するかという、今後の問題としてはさういふことになると思ひます。局改事業をやはり迅速に、特に部分的な改良で非常な効果を上げる、あるいは

は急速に防災目的からしてやろうという場合には、何といひても改修事業とか修築事業のような比較的テンポがおそくて大規模な仕事と同じに扱わないほうがよろしいと思ひますが、早いことをまず第一番とする、やはりさういふ面で改修、修築事業と同じ取り扱いにすることにやはり問題があるのではないかと、さう考へるのでござります。

それから前の問題の、一種、二種漁港の区分を突いて、一種を二種にするといふような問題につきましては、現に一種漁港でもそれを利用する漁船の数が増えたり、トン数が増加したり、大型になつたりで、実情に合はなくなつておるものにつきました。二種へ昇格するといふことをやつております。この基準の、一種、二種の区分の基準の取り扱いにつきましても、さういふ面ではできるだけ弾力的に扱つてまいりたいと思ひるのでござります。

○大河原一孝君 これは私の意見になりますけれども、いま長官も多少触れておられましたように、いまの修築方式に改修方式の三段階の問題ですが、やはりこれは、今後の漁港の運営を考えたときに、三段階といふような、しかも一つの局改事業といふものは、今日実上法的な裏づけも何もなくておるわけですから、したがつて、さういふものは全部その一段上の改修事業のほうの中に包含せしめて、改修事業の中に単年度に

おいてできる防災を主とするような、さういふ改良事業も改修の中において処理することができるようになれば、さうすれば二段階において済むのではないかと、このように判断したからさういふことを申し上げたわけですが、改良の問題についてあまり長くなりましてはたかぬ、そこで、さういふ法案の中に入りますが、今度の法の対象になりますのは、第一種、第二種漁港のいわゆる基本施設の漁港修築事業に關してという、さういふ条件になつておるわけでございますが、基本施設といふところがわからなくて、さういふ漁港を調べたんですが、この基本施設の中には、外郭施設、防波堤、防

砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防といふような全く基本的な施設が基本施設になつておりますが、一方、機能施設には輸送施設、これも重要な機能関係のもので、鉄道、軌道、道路、橋梁、運河といふようなもの、あるいは航行補助施設といふような、いずれも基本施設と機能施設といふものは明確に区別できないほどまでに、何か非常に似寄つたような要素がたゞさんあるわけですが、今回の場合は、これには基本施設に對しての国の補助割合を引き上げる、しかも自分の間という条件がさらについておるようですが、それは別といたしまして、これはもう基本施設だけで、機能施設に對しては補助の引き上げの対象にはならぬと、さういふような書き方になつておるのですが、さうなんでしょうか。

○政府委員(松岡亮君) 従来、補助対象になつておりました機能施設につきましては、政令で補助率を同様に引き上げることになつております。法律の対象になりますのは基本施設でございますから、機能施設で補助対象になつておるものにつきましては、政令で同じく一〇%の補助率の引き上げを行なうわけでありまして、同じような考へ方に立つて補助されると、さういふわけですか。

○政府委員(松岡亮君) 従来、補助対象になつておりましたものについては、全く同様の補助率を引き上げを行なうものでござります。

○大河原一孝君 私、衆議院の議事録をながめたんですが、その中に、長官は、機能施設に對しては、構造改善事業の補助対象として何かまかなつておるというふうな、さういふ発言があつたと記憶してゐるのですが、その点は間違ひござりませんか。

○政府委員(松岡亮君) 補助対象になつておりますのは、基本施設は全部対象になつておるわけでございますが、機能施設については必ずしも全部なつていないのでござります。漁港予算の関係で補助金を出しておるのは全部を出してゐるわけではございません。ここで機能施設としてあげられ

ておりますものうち一部が漁港予算のワク内で補助金を支出いたしております。そのほかのものにつきましては、構造改善の予算あるいは流通加工対策の予算で補助金を支出しておりますのでございます。衆議院での御質問は、もつと機能施設について補助金を出すべきではないか、こういう御質問でありましたので、漁港予算ではなるほどそういう問題はありますけれども、構造改善の予算等で別途そういうものに対する補助をいたしてございますという趣旨の御説明をいたしたわけでございます。

○大河原 一次君 漁港の整備という問題と、それから沿岸漁業の構造改善という問題は、確かに今後の漁港の進展等を考えたときに、そういう長官の言われるような不離一体のもので進めなければならぬという気持ちはよくわかるのですけれどもね。そうしますとなんです、長官の説明にありましたような機能施設については、政令によって補助対象にしていこうとありますが、いまも申し上げました機能施設の中にいふんありますね、たくさん項目があります。要素がございしますが、これは全部政令によって補助の対象になるわけでございますか、基本施設と同じようにどの項についても。

○政府委員(松岡亮君) この漁港法の第三条の「二」の機能施設の中で、漁港予算のほうで補助対象にいたしておりますもの、あるいは政令で補助対象としておりますのは、「イ」の輸送施設と「ハ」の漁港施設用地でございます。で、そのほかに構造改善等、たとえば「三」の漁船漁具保全施設——漁船修理場あるいは漁具干し場、それからその次の給水・給油施設、「ヘ」の保蔵・加工——荷さばき、あるいは製氷、冷凍、冷蔵施設、そういうふうなものを構造改善予算あるいは加工流通対策の予算で補助対象にいたしてございしております。

○大河原 一次君 私はちょっと勘違いしておったかもしれませんが、やはり沿岸漁業等振興法第八条による構造改善の事業の対象というものは、お

のずとしまつておるのではない。いま長官が説明されましたような——機能施設のいろいろの要素を言われましたけれども、やっぱりこういう基に漁港法の対象として、あるいはまた、機能施設というところに掲げられたようなものは、あくまでもこれは漁港法の対象として、あるいはまた、その補助対象として、こういうものは対象になるのだというように私は考えを持っておつた。同時に、構造改善と不離一体ということとはわかるけれども、構造改善事業で補助対象になるべき問題はあつたときまつておるのではない。いま機能施設の幾つかの問題を取り上げられましたが、やはり私の考えとしては、不離一体はいつくなんですか。構造改善計画において取り上げべきもの、あるいは補助対象にしてやるものはおのずとしまつておるのではない。機能施設というものはやはり漁港法の対象として、いろいろな各項目が補助の対象になるのだ、こういうような一面的な考えを持つておつたのです。いまの長官のお話によりますと、この機能施設のある一面においては漁港法の対象にし、一面においては構造改善事業の補助の対象にする、そういう二面を線で考えられておるようですが、それで差しつかえないのでございしますか。

○政府委員(松岡亮君) この問題はなかなか議論が分かれるところだと思つてございしますが、漁港の整備計画なり漁港の計画におきまして、漁港に關連する各種の施設の整備を、同じ予算で同じ法律に基づいてやつていくということには非常な意義があると思つております。漁港の計画が一連の漁港全体の施設を整備するということに広く使われるということにも非常な意義があると思つております。特に従来の漁港計画は、ややもすると漁港の本来の機能を中心にした計画なり事業の設計に終つておるからいふことがなかつたでもないものでありまして、そういう面を今後修正する必要がありますと思つてございしますが、しかし、最近構造改善事業を実施いたしてまいつておる状況から考えますと、さらに漁港の計画というものは、特に一種、二種の沿岸の漁港につきましては、構造改善事業と非常に密接な関係があるわけ

でございまして、これは申すまでもありませんが、その間の総合的な調整を必要とする例を具体的に申し上げますと、たとえば、いろいろな荷揚げ施設とか加工施設あるいは冷蔵施設というようにものを計画として取り上げる場合、構造改善事業の全体の計画をならみ合はしてつくらなければならぬ。ある特定の漁港だけの検討からでなく、周辺の漁村なり沿岸の状況をならみ合はせた計画であつて、もちろん漁港計画は本来そうあるべきでございしますが、構造改善事業はさらに将来を一応考えた見通しを持った仕事でございしますので、そういう面から構造改善事業のほうでそういうものを整備していく。この構造改善事業の計画と漁港計画とがよく車の両輪のごとくタイアップして運営される必要がある。現状はそれにほど遠いと思つておるけれども、そういう方向に持つていかなければならぬのではないかと、そういうふうに私も考えております。

○大河原 一次君 私も、漁港の整備と沿岸漁業の構造改善はいわゆる表裏一体となつて、車の両輪のようによつていかなければならぬというように考えておりますが、それにしても、やはり漁港整備という今後のほんとうの沿岸漁業の発展、沿岸漁業の根拠地としての漁港をりつぱにやつていくためには、やはり漁港整備という、そういう点を重視しながら、それがやがて構造改善につながっていく。構造改善がねらいになるというようにも考えられるけれども、一体、私の言い回しが悪いのだけれども、沿岸漁業の構造改善計画を進めていくための一つの方法として漁港の整備をやつていくのか、漁港整備はそのまゝ沿岸漁業の構造改善につながる問題ではあるが、漁港整備というものにむしろ重点を置いて、そのことにあわせて構造改善計画を進めていくのかということになる、ちよつと私はわからないのですが、どちらにウェイトを置いてやつていくのか。それは表裏一体だといへばそれまでですけれども、そこら

辺はしろうとの私にはわからないところなんです、構造改善というところを重視し、やがて全体としての全日本の漁業の構造改善計画をやるために、さしあたり漁港整備というところを、表裏一体ではあるが漁港整備ということをも一つの手段としてやつていくという、そういう考えなのか、その辺がわからないのですが、したがって、先ほど機能施設というものと構造改善事業の補助対象の問題を聞いたわけですよ。

○政府委員(松岡亮君) もちろん漁港整備計画には沿岸漁業なり沖合い漁業の根拠地になるような漁港の整備も含まれておるわけでございしますが、漁港整備計画は全部が沿岸の構造改善事業に關連するわけでございしますが、大多數は一種、二種の漁港、それは沿岸漁業の根拠地となるべきいわゆる中核漁港でございしますから、その整備というものは構造改善と切り離せない性質のものであると思つてございします。それならば構造改善と漁港整備とはどつちが先か、鶏と卵はどつちが先かという議論よりは、私は構造改善に漁港整備が含はれていかなければならぬ。ただ、現在の構造改善事業は必ずしもそれほど大きな成果を上げる状態まで至つておりませんので、構造改善のみを金科玉条として、漁港整備を制約するということがいたしかねますが、やはり具体的に考えてみますと、構造改善のほうでは、たとえば現在無動力のものを動力化する、あるいは動力漁船でも三トンないし五トンの船を持つ漁船漁家というものが今後の沿岸漁家として中核的なものになるであろうという想定に立つて構造改善事業を進めております場合には、その三トンないし五トンの動力船を前提にした漁港整備計画を考えていく、そういうような配慮も必要じゃないか、そういうような考えで進めておるのでございします。

○大河原 一次君 それから法案の内容についてちよつとお聞きしたいのですが、今回の国の補助率の引き上げに關する規定において、国が助成している沿岸漁業構造改善事業が行なわれている都府県にある漁港である、こういう一項がいわば条

件としてなされておりますし、及び「沿岸漁業の構造改善に資する」と認められる「漁港の修築事業である」という二つの要件に該当するものでなければならぬという規定づけのようでございますが、そうすると、いまの沿岸漁業構造改善事業の指定されている県というものはどの県にまたがるのですか。

○政府委員(松岡亮君) 今度の改正法律案でいっております沿岸漁業等振興法の第一条の、沿岸漁業構造改善事業と申しますのは、現に予算で実施いたしております予算面では沿岸漁業構造改善事業と称しておりますものよりは広範囲のものでございます。これは沿岸漁業等振興法第八条に列挙されておるものでございますが、それは現に構造改善事業としてやっておりますものよりはずっと広範囲なものでございます。ここにあげております各種の事業につきましては、全部の都府県において行なわれているというのが現状でございますから、現状におきましては全国どの都府県にも適用される、こういうことでございます。

○大河原一夫君 それから構造改善に資すると認められる漁港修築というものはどういふことですか。

○政府委員(松岡亮君) これは構造改善の沿岸漁業振興の中核となるような漁港でございます。これは漁港整備計画の前文にも同じような文句が、中核となる漁港ということがございますから、法律の面ではともかくとして、実際上は整備計画で取り上げられる漁港、構造改善の中核となる漁港というものは一致してまいることはほとんど全部であります。まれには例外はあるかとも思われます。

○大河原一夫君 時間もきておりますから、最後に、簡単に申し上げますけれども、今回の法改正によつて、やはり五割の引き上げという、一応の漁民としては期待するところだと思ふのですけれども、これが実際に地元で適用される場合において、実質的に漁民なり漁民の団体等がこの利益に均てんできるといふことになるかと、これ

は先般も私は地元漁民の方々と話したのですが、あるいはまた、北海道あたり災害等の問題に対する国の補助等についても幾ら幾らの補助をしたといつても、たとえば三割、五割の補助引き上げをやつたとか、あるいはまた、補助をしたという場合においても、実質的には漁民の方々のいわゆる潤いというものになつていない、いわゆる引き上げの効果が地元漁民の方々の実際の上には均てんされないといふあれがあるのだ、今回も農林省や水産庁あたりでこのくらいやつたつて、地元にはきつた場合はそれはただ単に自治団体のほうだけの負担軽減になつて、実際の働く漁民の負担軽減にならぬ場合が多いから、この点は明確にしておかなければならぬぞという地元の漁民の方々の強い声もあるわけですから、こういうことは実際にはしばしばあつたことと私記憶しています。だから、今回の場合といつても、せつかくの五割引き上げという潤いが、実際働いておる漁民の方々、漁民団体の上に十分実施効果としてあらわれてこなければ意味をなさないのではないか、こういう点が危惧されるわけですが、その点は明確にやつぱりすべきではないかと思ふのですが、保障の取りつけをどういふふうにするかということも私としては考えられる、この点についてひとつ長官としての御意見を承つておきたい。

○政府委員(松岡亮君) まことにどうもでございますが、今回の法律の改正の目的が、沿岸の構造改善事業を促進するということ、地元の負担を軽減するということを目的にした改正でございますので、補助率引き上げが単に府県の負担軽減で終わつてしまふというふうなことはないように、まだ法律が成立する以前でございますが、すでに各県には主務課長会議あるいは部長会議等を通じて、また、通達も出して、地元負担の軽減に充てるようにしてもらいたいということを示したのでございます。さらに漁港計画を策定するにあたりまして、一々の点についてその辺を確認しながら、できるだけ地元負担の軽減に充てるように強力に指導してまいりたいと思つております。

○大河原一夫君 これと関係ございますが、現在までの漁民の方々の負担分ですか、一体どのくらいになつてゐるんですか。

○政府委員(松岡亮君) 全体といたしまして国の負担が大体六割見当でございますが、そのほかに地方の負担を一〇〇といたしますと、つまり全体のうちの四割を一〇〇といたしますと、地方の中心で都道府県が六三〇くらい負担しております。それから市町村が二九〇くらい、残り八〇ないし九〇くらいを組合等の地元が負担しておる、これは平均で申し上げておるわけでございますが、地方によつて凹凸がございます。多いところも少ないところもございまして、平均いたしますと八割は地元負担でございます。

○大河原一夫君 そうすると、今回の五割引き上げといふことになる、地元はどうなるのですか。

○政府委員(松岡亮君) 今回の引き上げは五割でなく一〇〇でございますから、平均いたしますと八割の地元負担をこえるわけでありまして、けれども、場所によつては一五割負担しているところも、中には負担のないところもございまして、したがつて、一〇〇以上の負担をやつてゐるところではこの一〇〇をまるまる軽減できる、それ以下の場合は八割なら八割にとどまる、そういうことでございまして。

○大河原一夫君 私が心配するのは、先ほど申し上げたのはその点なんです。あなたが言われましたいま八割ですね、八割負担しているところは一〇〇引き上げてやるから結局ゼロになるだろうというお考えなんです、実際そのとおり地元の漁民の上に均てんされる、潤いが効果となつてあらわれるというのを心配するがゆゑに、この間違ひないやうに実行の運びにしてもらいたいというのが私の希望です。

私、これから石炭委員会に出なければなりませんから、以上で私の質問を終わります。

○北條篤八君 提案理由の説明でもありました

が、沿岸漁業の構造改善事業が行なわれている都府県の第一種漁港または第二種漁港について、沿岸漁業の構造改善に資すると認められるときには、その基本施設の修築に要する費用についての国の補助割合を「当分の間」といふ、「当分の間」ということについて一体どのくらいのことを考えておられるのか、まずお伺いします。

○政府委員(松岡亮君) 「当分の間」ということにつきましては、私もいまのところ期限を何年間というふうなことは考えておりません。これはむしろ将来できるならば恒久化したしたい、こういう考えでございますが、いまは構造改善を促進するという特にその点を強く考えておりますので、「当分の間」といふ文句が入つたのでございますが、できるだけこれは将来恒久化したしたい、それができればわれわれとしてできるだけ長く続けたい、こういう考えでございます。

○北條篤八君 御承知のとおり、構造改善の目的とする沿岸漁業の振興といふことは、これは非常に重要な公共性を持つておるものでありますので、特に沿岸漁業の湾内の養殖漁場の改良事業といふようなものは、非常に完成までに長年月を要するものであります。こういう事業が完了しないのに、この文句でやりますと、また自分の四に戻るといふやうな懸念もないわけじゃない。むしろ「当分の間」といふ字を削つちやうたはうがいいんじゃないかといふふうに私は思ふんです、削るわけにいかないんでしょうか。

○政府委員(松岡亮君) 「当分の間」といふことは、漁業の振興という面からいいますと、できるだけ長く恒久的であるということが望ましいわけでございますけれども、沿岸漁業の振興といふこと、沿岸構造改善事業をすみやかに、また、できるだけ徹底して行なうという目的を特に促進するために、今回の補助率アップを行なつたという趣旨からいまして、その目的を達成するまでの間、こういうふうな非常に一般的な言い方でございまして、そういう言い方で、今回の補助率引き上げの有効期間、そういうことを考えておるわけ

でございませう。ただ、実際には、構造改善事業というものは、非常に長期の努力を要しますので、「当分の間」というものは、当面近い将来にその末期がくるということは考えられない、こういうことでございませう。

○北條八郎 其の促進の意味が入っているために、特にその「当分の間」が必要なんです。そうすれば、事業が完了するまでというふうに書いたほうがよい、また、張り合いをもつて促進ができるのじゃないかというふうに考えるのでありますが、その点はどうか。

○政府委員(松岡亮君) 率直に申し上げますと、その辺はあまり私もむずかしい議論をしたわけではございませう。しかしながら、構造改善事業というのは、今後長く続けられますけれども、区切り区切りが相当ございませう。でありますから、少しこれはへ理屈に墮するかもしれないが、たとえれば現在行なっております狭義の構造改善事業といふのは、来年から地区ごとに一応完了するものでございませう。それ以外の沿岸振興法に言う構造改善事業は十年計画でやっております。ようなものがございませうが、狭義で構造改善事業と称してやっておりますのは、来年から一〇年は五地域一段落するわけでありませう。そういうところで終わらせるように考えていないわけではございませう。そういう二つの狭義の構造改善事業をさらに第二ラウンドを進めるといふようなことを考えておりますので、この構造改善事業が終わるまでという言い方で、あまりきつと区切った感じを出さないほうが私どもはいんじやないか、こういう考え方を持っております。

○北條八郎 それはわかるんですけれども、とかくやつぱり政府の法律案といふものは、ぼやかしてはつきりしないところがあるのですね。ですから、この場合でも非常に当事者になると、またそれじゃこの率を下げられるのじゃないかといったような不安感を抱かせるわけですね。ですから、できるだけこれはつきりしたほうがいいと思つて私は言つたんですけれども、まあできるだけこ

の地元の負担というものを軽減するように実際の運営に当たつていただきたいと思ひます。

それからもう一つ、時間がありませんが伺いたいのは、この漁港の修築について、特に北海道と内地と区別した理由は、どういふふうなことでありますか。

また、今度の法の運用にあつては、北海道と内地の差が緩和されるのかどうか、縮まるのかどうか、その点を伺ひます。

○政府委員(松岡亮君) あとのほうから申し上げますが、今回の法改正によりまして、北海道と内地との待遇の差は縮小するのでございませう。北海道につきましても補助率が特になつていくのかといふことは、これは北海道開発促進法成立の経緯によるわけでありませうが、北海道開発促進法で、当時の事情から北海道の開発は特に急を要する。また、そのためには非常な大きな土木事業をやらなければならぬ。したがつて、北海道の負担が大幅に軽減されるという趣旨から、北海道開発促進を急速にやるために、北海道については特別の補助率の定めをしたといふのが経緯であると、私どもは承知しております。

○北條八郎 それで、だんだん北海道と内地の均衡といひますか、均衡はとれてきておるのでありますか。

○政府委員(松岡亮君) これはまあ北海道開発全体の考え方にもよることではございませうが、個々の公共事業についての北海道と内地のバランスといふことは、なかなか現実的なことは申し上げられないと思ひます。土木あるいは港湾、それだけの事情があるかと思ひます。全体として、北海道のほうが急速な開発を要するといふ趣旨に立つたものでありまして、その補助率の差が一〇%でなければいかぬとか二〇%でなければいかぬといふことを、なかなかそれぞれの事業について明快にお答えすることはむずかしいと、私どもは考えるのでございませう。

○北條八郎 それで、現在でもあまり昔と大差はないのだ、その事業の量あるいは土地の

環境上からいって、そのくらいの差をつけるのは昔も現在も同じ程度だといふふうに承知していいのですか。

○政府委員(松岡亮君) ほかの公共事業の関係もございませうが、現状ではやはり北海道について一〇%とかその補助率なり国の負担の割合の差があるのは常識ではないかという感じがございませう。

○委員長(仲原善一君) 他に御発言もなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませうか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないものと認めます。よつて、本案に対する質疑は終了いたしました。

○委員長(仲原善一君) 森林開発公団法の一部を改正する法律案を議題に供します。

質疑のあり方は、順次御発言を願ひます。

○渡辺勸吉君 今回の公団法の一部改正をする法律案で、業務の範囲が従来と比較して拡大された。新たな特定の地域の林道網の主要部分となるべき林道の開設等の事業、これが登場するわけですが、このいわゆるスパー林道、これが従来実施されてまいりました補助林道なり、あるいは公園林道、関連林道といふ相違点があるかを明らかにしてほしい。

○政府委員(田中重五君) 今回の、新公園林道につきましても、いままでの林道との比較といひますか、位置づけを申し上げますと、今度の新公園林道は、いわば奥地低開発地帯の背骨となるべきものである。したがつて、それは数府県にまたがる場合もありましようし、そうしてその両端はそれぞれ県道なりその他公道につながるように持つてまいりたい。それに比べて従来の関連林道あるいは基幹林道、一号林道、これを背骨に対する肋骨といふようにお考えになつていただいていいかと思ひますが、そういう位置づけをいたしまして、さらにその他の二号あるいは三号林道あるいは今

度林業構造改善事業の中に取組まれた山村振興林道、四号林道などはその支派線であるといふような位置づけをいたしまして、そうしてそれぞれ背骨あるいは肋骨、その支派線、それぞれの受益地の面積の規模なり、あるいはその開発される森林地帯の蓄積なり、それぞれ格差が設けられておるわけではございませう。

なお今度の林道のもう一つの特徴をいたしましては、いままでの林道がいわゆる突っ込み林道であつたのに対して、今度のは峰を越し、通り抜けていくといふような林道であるだけに、その林道の規格その他も大型にしたい、こう考えているわけではございませう。

○渡辺勸吉君 大臣、今度の法律改正案のスパー林道の全体の構想といふものはどういふのですか。とりあへず、三つのテストケースとして具体的に登場しておるようでありませうが、全体としては、このいわゆるスパー林道は、どういふ計画の中にわれわれは展望して期待すればいいか。そういう点をひとつお聞かせを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 何といひますか、一つのスパー林道の性格を、私は産業道路的に考えていかなければならぬ、こゝろを考慮する方から、規模も大きくし、あるいはまた、林野に行きどまりといふことでなくて、国道なら国道の間をつなぐ、県道なら県道の間をつなぐ、こゝろを考慮して、将来山村の開発等にも大いに資していかなければならぬ、こゝろを考慮する方から、本年度はガソリン税の見合ひといふようなことでは、数路線だけでございませうが、いま考えておるのは四十路線くらい、キロ数にすれば二千五百キロメートルくらいのものでありませう。そのために本年度は各地区等につきましては調査を進めたい、こゝろを考慮する方から、進めておるわけではございませう。

○渡辺勸吉君 ただいまの御答弁では、とりあへず、数路線といふことですが、提示された資料によりますと、三路線のようであります。その点が

大臣の答弁の教路線、五、六線ということでありましょか、それがこの法律改正による直ちに予定されるものであると了解していいの。あるいは事務的に参考資料として出ておるような三路線のほうがあるのか。その点ちょっと錯綜する答弁でありますから、念を押して何っておきますが、それ以上に、私、大臣のたゞいまの答弁でなのお伺いをいたしませんければならぬのは、たゞいまの御答弁にもありましたように、このスパー林道は農業用ガソリン税の免税をしないかかわりの見返りとして予算をつけた、そういう財政の裏づけでスタートをした意味の御答弁があったのであります。これは先週の農業機械化促進等の法律審議の際にも、私、大臣から御答弁をいたさしましたように、この農業用ガソリン税を免税しないかかわり財源として云々ということ、これは全く筋が通らぬことであり、大臣も、免税については四十一年度を期して全免の措置を講ずるよう善処をするという御答弁で、了解を得た経過もあるものであります。こゝいう不安定な財源というところでスタートをしたこのいわゆるスパー林道が、将来四十路線にも及ぶ大きな事業規模をもつて進捗をするということになれば、当然これらの農業用ガソリン税の見返り財源というようなことではなしに、大所高所から、この法律の目的にたつたてゝいふに、地域の地理的条件がきわめて劣悪で、しかも豊富な森林資源の開発が十分に行なわれていない地域の特定の基幹道について、大きな施策を講じようとするのでありますから、この点はそういう懸念がなければつこうであります。その点をひとつ大臣から関連してなのお伺いをおきたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 先ほど教路線と申しましたが、本年度は三路線でございます。その他は調査を待つことにいたしておきます。それから、まあ俗に言うスパー林道は、ガソリン税の免税をしなかつた見合いとして発足するものでございまして、しかしながら、これは山村の開発からいひましても、また、森林の何といま

すか経営、造成、そういう問題からいひましても、重要な一つの政策といひますか、でございまして、でございまして、ガソリン税が免税になつたからこれをやめる。こゝいう考えを持つておりません。一般財源をもつてやはりこれは継続してやつていく。発足はガソリン税に見合つてでございましてけれども、ガソリン税の免税のあるなしにかかわらず、これはつづいて継続していく。こゝいうふうに考えております。

○渡辺勸吉君 それでは、なお関連して伺ひますが、調査がいつごろまでに終了し、その終了に基づいて予定されておる四十路線が着工し完成するおおよその年次目標、そういうものは一体どういふふうに考えておられるのですか。

○政府委員(田中重五君) 全体の調査は四十年で終了したいと思つております。それで、たゞいま大臣のお話にもございましたように、四十路線の二千五百キロというものは、現在のところおおよその見込みでございまして、本年度の調査によつてそれが確定するわけでございますので、そこで、その全体を期間何年計画で完了するかということについては、その調査の結果を見て決定をいたしたい。こゝいう考え方でございまして。

○渡辺勸吉君 調査の結果で今後の四十路線の年次計画をつくることは、事務的にはもとよりであります。後ほどまあお尋ねをいたす問題にも関連しますけれども、森林開発公団がやる場合にも、従来の経過に顧みますと、なかなかどうもその事業に必要な制度金融といひますか、それらの長期低利の融資の措置なり、あるいは公団における迅速適切にこれを運用するに足るだけの事業予算が伴わないというものがあつたわけでありまして、したがつて、こゝいう地域の産業道路ともいひべきスパー林道に寄せる期待が大きいだけに、これは事務的な答弁ではなしに、私は、大臣として、いやしくもここで法律を改正して、こゝいう

重要な部分を、国道、県道につながる重要な林道を新たに設定するということは、きわめて重要な

社会的意義を持つだけに、調査を四十年に終わる場合に、これを四十路線に拡大してやつていくには、相当の大きな政策の中で、重点的にこれにはその必要とする予算なり財政投資なりを振り向けるという決意がなければ、なかなか百年河清を待つうらみを結果的に招来してはたいへんなこととありますが、この法律を改正するにあたりまして、大臣の今後の、この全国にまたがる四十路線と称するものの取組み方、その気がまといふものをひとつ何つておきたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) いまお話しのとおりには、重要な林道開設でもございまして、それからこれによりまして、山村地方の開発も促され、あるいは国有林、民有林を問わず、林業の構造改善等にも相当裨益するところが大きいと思ひます。でございまして、かねがね考えておつたことが、本年からパイロット的に事業を行なうことになつたわけでありまして、でございまして、この調査の結果、約四十路線をやるといふことにいたしましたならば、それに対する助成、あるいは資金運用部資金の借り入れ、地元負担の延べ払い、こゝいうものを計画的に勘案いたしまして、この事業を進めていくのに遺憾ないような財政的な措置もとつていく、こゝいうふうに考えております。

○渡辺勸吉君 このスパー林道と、奥地産業開発道路との関連はどういうふうに理解すればいいですか。

○政府委員(田中重五君) 奥地産業開発道路のほうには、御承知のとおり、まず、民政の安定、地域格差の是正、ひいては国民経済生活の安定というよりなことをねらひまして、いろいろな産業の総合効果、それを高めていくということで、奥地と幹線とを結んでいくような道路法上の道路であつて、都道府県道以上というふうに規定をされております。それで、それに対してこの新公団林道は、第一条の目的にもございまして、地勢等の地理的条件の悪い、豊富な森林資源が十分に開発されないままに残されている地域の開発、改良等を、林道の開発改良等を行ないまして、そ

うして、林業生産の増大に資するというのが目的でございまして、いまの奥地産業開発道路とはその目的を異にしている、こゝいうふうに理解をいたしておきます。

なお、この奥地産業開発道路の路線の指定なり、あるいはこの新公団林道の路線の指定なり等につきましては、こゝいう見解に基づいて、建設省と農林省とが十分に協議をいたしてまいる、こゝいうことになつております。

○渡辺勸吉君 全国森林計画にあるところの林道整備計画と、この新公団林道との関連は、一体どういふふうな結びつきになつて取り上げられるのですか。

○政府委員(田中重五君) 全国森林計画についておきます。先生御指摘の林道は、当面大規模林道として一万二千二百キロ程度のものを予定いたしておりますが、それはいま提案をいたしておりましたこの新公団林道を含めて、基幹林道、あるいは一号林道と、大型の林道をとらえているわけでございます。ところで、現在までのこゝいう種類の林道の実施状況を見ましても、なお、その計画に對しまして十分でない面があり、一方、この林業基本法の制定に基づいて、林業生産基盤の整備といふことが要望されておるから、この全国森林計画の大規模林道の計画をいたしておきます。この計画の可及的すみやかな実施をはかるために、この中の部分として新公団林道を進めてまいりたい、こゝいう考え方でございまして。

○渡辺勸吉君 大臣にお伺ひいたしますが、今度提案されましたいわゆる新公団林道、従来の公団林道、従来の補助林道あるいは関連林道といふものが、いろいろとまた錯綜した形に出てきてゐるわけでありまして、そうした最近の動向に即して、林道行政を総合化し、計画化する段階にきてゐるのではないかと。大所高所から、こゝいう観点で、大臣の立場から客観的な一つの総合的な施策の中に、林道行政を一体化する必要があるのではないかと。大臣の御所見はいかがですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 先ほど教路線と申しましたが、本年度は三路線でございます。その他は調査を待つことにいたしておきます。それから、まあ俗に言うスパー林道は、ガソリン税の免税をしなかつた見合いとして発足するものでございまして、しかしながら、これは山村の開発からいひましても、また、森林の何といま

○国務大臣(赤城宗徳君) 私も御意見のように考
えております。道路が、すべて道路法のもとで一
つの統一として行なわれておりますように、
林道につきましても、基幹林道とか、一号とか二
号とか、こういうものがあると同時に、連絡林道
とか、あるいは公園によってつくりました林道と
か、あとからあとから、その必要に応じていろ
ろ林道がつけ加わっている、こういうふうな
ございまして、林道行政といいますが、林道行政
一般としての一つの統一性を持つては、あたり
まえと言いますが、よろしい方向である、こうい
うふうに考えます。でございまして、一つの統一
としての林道行政を行なっていく、こういう方
向へ進めていきたい、こう思います。

○渡辺勸吉君 今度のスーパール林道を公園にやら
せる積極的な理由は、どこにあるのですか。
○政府委員(田中重五君) 今度の林道は、先ほ
ど申し上げましたように、場所が奥地であるとい
うこと、相当に大型の林道であるということ、そ
ういう面から、まず林道開設の技術的な指導を必
要といたします。それからその次は、今度の林道
が、大臣のお話にもございましたように、国の補
助金以外の都道府県あるいは地元負担分につ
きましては、資金運用部資金から借り入れてひと
まぜ全部国の負担でつけていくというふうな、財政
的な面からいって、たとえばこれを都道府
県に行なわせるということにはなかなか問題があ
ると思います。

なお都府県にまたがるという場合には、それぞ
れの県によって施行主体が違ってくるというよう
な繁雑さもあると思います。
それから一方、それでは国がみずから行なうこ
とにして、国有林野の事業としてやってはどうか
という考え方がございまして、国有林野の
事業につきましても、その林道の面をとりま
して、年々増大する本来の事業のために相当出っ
ぱっているというが実態であるといいたします
と、先ほど申し上げましたような事業の重要性に

かんがみ、かような事業をかつて行なつた実績の
ある森林開発公園、国にかかわるところの特殊法人
としての森林開発公園、これに行なわせるのが最
も相当であろう、こう考えた次第でございまして。
○渡辺勸吉君 具体的に伺いますが、この法律が
成立することによって、四十年度に着手する三路
線の具体的な内容というものはどういふものです
か。

○政府委員(田中重五君) 具体的な内容を、この
三路線について申し上げますと、北海道で一路線
五十七キロ、岩手県三十四キロ、長野県三十七キ
ロ、合計して百二十八キロでございます。で、そ
れのおおよその全予算をいたしまして三十八億五
千万円、それからその資金の支出の方法としまし
ては、いま申し上げましたように、国の補助が
ございまして、これが三分の二、六六・七%、県
の負担が一七・五%、地元の負担が一五・八%、こ
ういうことでございまして。

ところで、この北海道、岩手、長野県はいずれ
も後進地域の適用団体でございまして、これに
補助率差額がついてくるということになっており
ます。

それからその次は、三地域の土地の利用状況を
見ますと、林野も含め耕地も含め、その総面積を
見ますと、約十一万五千ヘクタールでございま
す。ところで、その中で耕地はわずか〇・五%、
それからその他の林野の面積が九八%、その他が
一・五%、こういうことになっております。

それから、いまの林野の中の森林の面積でござ
いまして、これが十萬九千ヘクタール、それから
森林面積が一千九十二萬立方メートル、大体ヘク
タールにして百立方メートル。

以上がおおよその内容でございまして。
○渡辺勸吉君 地元負担が一五・八%ということ
でございまして、この林道の使用料というものは、
どういふことになっておるんですか。

○政府委員(田中重五君) この林道の使用料と申
しますのは、林道の小破修繕に使われるところ
の、いわゆる維持管理に要する経費になるわけで

ございまして。で、政府の原案をいたしましては、
旧公園林道で行ないましたように、そのそれぞれ
の路線が、おおよそこの年に小破修繕等維持管理に
必要とするであろうと考えられる経費、それをそ
の地域から搬出されるところの林産物の在庫ある
いはトラックの台数、そういうものの等でおおよそ
一キロ一台当たりの利用料を定めまして、そうして
それによって利用料を通る車から徴収することに
よつてまかなうという考え方でございまして、
今回のこの提案によりまして、衆議院の御審議の
際に、附帯決議がございまして、その附帯決
議の御趣旨を十分に尊重し、それを体しながら、
維持管理の業務の一部を地元の市町村あるいは森
林組合に委託するという形で検討をいたしてまい
りたい、こう考えております。

○渡辺勸吉君 衆議院のそういう附帯決議を踏ま
えての政府の臨み方は、いまの答弁で大体了承し
ましたが、それでは角度を変えて伺いますが、こ
の事業における償還方法と、従来の償還方法とは
どういふ違いがあるんですか。
○政府委員(田中重五君) いまお話しした償還とい
う問題につきましては、これは先ほど申しまし
たように、国の負担が六六・七%になります。した
がつて、県並びに受益者の負担はその残り――そ
の残りの分をひとまず国が資金運用部資金から借
り入れてまかなうわけでございますが、その償
還につきましては、その路線が工事を完了するま
では元利ともに据え置く。そうしてその後その据
え置き期間を含めて、いまの見当をいたしまして
は、大体二十五年、これを償還の期間といたした
い、こう考えております。旧公園林道につきまし
ては、これは県の負担分につきましては、元金だ
けが三年据え置き、そうしてそれを含めて二十五
年の償還、それから受益者の償還方法につきまし
ては、元金だけを二年据え置き、そうしてそれを
含めて二十五年の償還、こういうことになってお
ります。

○渡辺勸吉君 今度の新しいいわゆるスーパール林
道の支派線を補助林道として開設することにつ
いての考え方は、その辺にあるんですか。

○政府委員(田中重五君) 先ほど申し上げました
のは、新公園林道、それが背骨でございまして、
その骨子となるべき部分の基幹林道あるいは地
方林道、それから支派線となるべき部分が、いわ
ゆる小団地林道になってまいるわけでございま
すが、それで、未開発の地帯においてなお支派線
のないような地帯、そういうような地帯はこの新し
い新公園林道の開設に伴い、そこに開設されてい
くということになるかと存じます。

○渡辺勸吉君 今度三つの新しい公園林道が着手
される。なお本年中に調査を完了すれば、大臣の
方針を承ると、積極的に財政投資あるいは予算を
伴つて予定されている四十路線を、これに対して
積極的に取組んでいくという構想が明らかにさ
れたわけでありまして、それに伴うこの森林開発
公園の組織の整備拡充、そういうものがまた大き
な課題になってくると思うのでありますが、提出
された資料によりますと、毎年毎年この事業の拡
大によって公園の機構が支所あるいは出張所の増
設等によって拡大をしまゐりまして、最近では
役員員の合計が二百六十二名、本所、支所ある
いは出張所、総体に見て一体どれだけの公園の拡大
を考えておられるのか、その点をまず総括的に
何っておきたいと思ひます。

○政府委員(田中重五君) この新公園林道のさし
あたり三路線の開設のために、まあ大体本所、支
所十八人、これを予定をいたしたい。それはい
ま林道関係で、旧公園林道それから関連林道で七
十三人、これを担当いたしておりますが、その中
から融通することができ、こういうふうに考え
ております。

それから下部の機構をいたしましては、この新
公園林道開設のために、林道事業所を開設するこ
とにいたしまして、大体この十五人、所長を含め
て十五人程度をさしあたり考えております。こ
ろで、将来この全体計画の機立とともに、ほぼ想
定される人員は、この公園の定員、内外を含めま

して百七十人程度が予想されるわけでござい
ます。ところが、一方國連林道の終期が四十一年で
ございまして、それから水源林造成事業、このほ
うも大体この計画の線に進めてまいります場合に
は、その事業との見合いにおきましてそのほうの
人員をこの新公園林道のほうへ逐次回してまいり
たい。なお、全体といたしましては、機構の整備
等考えながら主要なものについては漸増も考えて
まいりたい、こう考えております。

○渡辺勸吉君 それでは、法案の内容にわたつて
二、三質問をいたしますが、第十八条一項に一号
の二を挿入することによって、第一条の目的まで
これは法改正をする必要があるのじゃないか。単
に業務の範囲を拡大しただけの法律の改正案の提
案であります。このスパー林道は、林道として
の開発効果が著しく高く、かつ林業以外の産業
振興上重要なものとなっております上から、國
有林が受益者である、そういうときにはそれに応
じて地元負担分を負担することになっておるので
ありますから、目的規定をこれらに比べて第一号
を改める必要があるのじゃないか。公園の性格を
明らかにして、たとえば国有林との関係なり、あ
るいは地元負担分のアロケーション等の論理的な
性格を明らかにするよう法律の第一条を改正す
る必要があると思うのですが、この点は、なぜそ
の点に触れないで、単に業務の範囲の拡大にとど
めたのか。これは大臣から直接御答弁を願いたい。
○國務大臣(赤城宗徳君) 第十八条に業務の範囲
が、一の二として、このたびの公園林道の業務が
加わったわけでありまして、そこで、第一条の目的
には、こういう業務が立法當時には含んでおらな
かったわけでございます。しかしながら、あえて
第一条に十八條の業務の加わったような目的をつ
け加えなくても、第一条の目的の中に含まれる、
こういうふうな解釈があらえて目的につけ加える
必要がないのじゃないか。解釈上その目的の中に
含まれる。立法當時はそうではございませんでし
たが、現在第一条の目的として加えたとしても、
いまの目的で足りる、こういうふうに考えました

ので、あえて目的の追加をいたさなかったわけ
でございます。

○渡辺勸吉君 これは衆議院の農林水産委員会
で、かなり時間をかけて質疑をいたした点であり
ますから、私は重複を避けて、これ以上はお尋ね
をしませんけれども、かなりいまの大臣の答弁で
も、法理論的には論理性が稀薄であると思いま
す。その意見だけをつけ加えておきます。

次に、法律の解釈で、第十八条第一項第一号の
二の「地域のうち政令で定める地域」とはどんな基
準によるのか、どういう基準をもつて政令等でき
るを指定されるのか、その点をひとつ明らかにし
てほしいと思ひます。

○政府委員(田中重五君) 政令で定める地域は、
その林道が通過するところの市町村名が掲げられ
ることになると、こう思ひます。

それから受益地の基準といたしましては、おお
むねその受益の面積が一万ヘクタール、それから
林野率が八五%以上、こういうふうな基準を考
えております。

○渡辺勸吉君 同じく一号の二の「林道網の概要
部分」となるべき「林道」というものの意義は、一
体どういう内容ですか。

○政府委員(田中重五君) その概要となるべき部
分という意味が、先ほどたびたび申し上げてお
りました、別のことでございます。林道網とい
いますか、その中の背骨になる部分、そのような位
置づけを頭に置きまして、概要となるべき部分
と、こう言っているわけでございます。

○渡辺勸吉君 それでは、ちよつと角度を変えて
伺ひます。

基本問題調査会は、受益者の意思に左右され
ず、短期間に大規模な林道を開設すべしというこ
とを指摘しておりますね。そういう審議会の指摘
は、一体このスパー林道についてはどう適用さ
れようとするのですか。

○政府委員(田中重五君) 基本問題調査会の指摘
をしております受益者の意思にとらわれずとい
う、その要望にまことにこたえているのが、この新公園

林道の開設方式であらうかと思ひます。という意
味は、その意思に左右されずということとは、要
するに地元負担の問題を言っているわけではござ
いませぬ。それでそういう地帯における地元といた
しましては、やはりこの林道は必要であると認め
ながら、負担にたえがたいという考え方がこれま
た強いわけではございませぬ。そういうようなこと
で、従来体系の補助林道の進捗が十分にいかない
面もあったわけではございませぬから、そこで、今度
はまず國の補助率を高めて、県の補助率も高め
る。そうして地元負担をできるだけ軽減す
る。その軽減された地元の負担も、これも國がひ
とまず國の金を立てかえて、そうしてそれを完成
した上で長期にわたつて償還してもらつてけつこ
うですというこにしたいわけではございませぬ。

○渡辺勸吉君 第二十五条、賦課金のこの対象
は、林業以外のたとえば観光あるいは温泉地業者
というふうなものもその対象として考へておるの
ですか、どうですか。

○政府委員(田中重五君) この二十五条の受益者
に対する賦課金でございますが、そこにございま
すようにその受益地、それからその地上の立木等
を権原に基づき使用、収益するものその他農林大
臣の指定するものということになっておりますの
で、その受益者であることが確定をいたしますと
ば、これもまた受益者の中へ包含されると、こう
いうふうな考へております。

○渡辺勸吉君 そうすれば、ただいまの御答弁で
も明らかなように、今度の新公園林道は、その開
設の趣旨からいっても、林業以外の受益者にも負
担させると、こういうふうな受け取つていいんで
すね。

○政府委員(田中重五君) お説のとおりでござ
いますけれども、しかしながら、その受益者の大部
分は、やはりこれが林業生産の増大に資するとい
う目的で開設される以上、その受益者の大半はや
はり森林所有者であるというふうな考へておりま
す。

○渡辺勸吉君 最後に、その賦課については、そ
の調整はだれがやるのですか。

○政府委員(田中重五君) その賦課につきましては
は、林道がそこに開設されることによつて、それぞ
れその受益地並びに地上の立木はそれぞれ高騰を
いたしますので、その受益の程度に応じて森林開
発公団におきましてその受益の負担の割合をきめ
てまいりたい、こう考へております。

○委員長(仲原善一君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(仲原善一君) それじゃ、速記を起し
て。

○北村暢君 私は、まず第一点として渡辺委員の
触れられましたように、このスパー林道という
いままでの概念から、林道の概念からははるかに
高級な林道というものの概念が新たに用ゐられた
わけですが、こういうものに対して最初、これは
まあ答弁は先ほどされておりますからいいんで
すが、基本法に基づく林道という法体系について
また、この林道計画について、こういうものが
出てくるのかかわらず、林業基本法に伴う林道
関係の法案の整備が今国会に出されたいというこ
とについては非常に遺憾であります。しかも、林
業基本法を通す際に、私も、この基本法が一年
おくれれば、関連法案がそれだけおくれるか
ら、すみやかに通してくれといったので、実は質
問をしないで通してしまつた。ところが、本年一
年たつて出てきた法案を見たならば、基本法とは
関連しているかしてないかわからないこの森林
開発公団法の一部改正、これ一本だけでありま
す。そのほか、入り会い林野の問題についての
法案も出るといううわさだけで、今国会に出るの
か出ないのか、いまだに出ないところを見るとい
うと、これは出ないのじゃないかと思ふ。そうす
ると、林業基本法の制定に伴う関連法案は、今国会
は森林開発公団法ただ一つである。これはもう林
野庁の怠慢そのものである、そういうことだと思
ふのです。したがつて、大臣は、これは今後、こ
の林業基本法に伴う関連法案の制定について、ど
れだけの熱意をもつて今後臨まれるのか、この点

について、ひとつ大臣の所信を承っておきたい。
○国務大臣(赤城宗徳君) いまお話しのように、林業基本法ができて、入り会い林野の整備等をいたしたいと、こういうことで相当検討いたしておきたいと思いますが、なかなかむずかしいものでございまして、残念ながらまだ国会に提案できないような状況でございまして。

そこで、これだけかということでございますが、入り会い林野の整備の法律は、実際いま法制局のほうで引かかっておりますが、これが出るか出ないか、出したかと思つてゐるのですが、まだめどがつかないでおるので、申しわけないというが、私は遺憾に存じております。一般的に森林の基本法ができて、それに付帯する関連法律を整備するようという御意向は、十分私どももお聞きいたしておりますが、私どもも基本法に基づいて関連する法律といふものを出して、そうして基本法の運用が万全を期するようにいたしたいと、こう考へております。でございまして、木岡会におきまして、まことに遺憾に考へてゐる次第でございまして、鑑意その方面の整理をさせまして、森林の基本法が十分運用でき、この基本法をつくつた目的が達せられるよう、方向に努力をいたしたい、こう考へます。

○北村暢君 次に、衆議院の附帯決議の第二項について、先ほど渡辺君から質問がありましたけれども、この点は、どうもこのスローパー林道の事業を公団が実施するにあつて、全くこれは骨を抜かれたような形になつたのではないかと思ふ。大体普通の道路公団の道路等の場合は、これは有料道路として償却が終わつて大体二十五、六年から三十年、二十七、八年ですか、その点ははつきりしませんが、大体そのくらいの年限です。で、償却が終わつてからこれを国道に切りかへるといふような措置をとつてゐるようですね。したがつて、これはこの場合公団が建設をして、その後の維持管理は地方公共団体を中心に運営管理する方法によるのだ、こういうことでございまして、一般の道路公団の道路、これも維持管理はたいへん

でしうけれども、林道の場合は維持管理はさらに困難であらう。特に林道の性格からいって、災害等に非常に弱いわけでありまして、災害復旧等の問題は必ず起つてくるわけですね。したがつて、地方公共団体を中心に運営管理させるということも、そういう維持管理する費用といふものがあるわけでないといふことになれば、従来の公団林道は有料によつて、料金によつて維持管理の一部、全部とはいえないでしうけれども、これは一部やつてゐるのだらうと思ふのです。そういう面からいって、地方公共団体が維持管理をまかされて、これは非常に迷惑するのじゃないかと思ふのです。一体そういう面のところは、こういう附帯決議をつけたからといつて簡単に地方公共団体が引き受けてくれるという想定の上に立つてこの附帯決議をのんだのかどうなのか。できもしないものを、法案通すだけに終始してこれをやるというところについては、まことにおかしいことだと思ふのですが、従来の公団林道との関係で、そこら辺のところをもう少し、市町村に折衝してゐるとかなんとかいふことでなくして、實際どのようにしてこれをやうていくのか。維持管理といつても、維持管理をやるくらいだつたらばこれは町村の林道になるのか。府県の林道として府県の独自の予算でやるのか。建設だけは公団がやるのか。そこら辺のところをもう少し明らかにしたい。

○政府委員(田中重五君) この維持管理といふのは、この法律にもございまして、森林開発公団の業務の一部になつてゐるわけでございます。そこで、旧公団林道といつたしましては、この維持管理、つまり先ほど申し上げましたように、いわゆる災害でない、通常破損する程度の修理、あるいはまた除草その他そういう小破修繕をして維持管理をしていくという業務がございまして、それに対する支つづけとなるその費用については、旧公団林道にあつては一車ごとにその林道を使用するものから徴収する、公団がみずから徴収事務を行なつておる。そしてその経費で小破修繕を

やつてきたといふことでございまして。例を申し上げますと、たとえば熊野の場合には一車一キロ百円、それから剣山のほうは百二十五円というよりなことで、利用料を取つてこれを財源として維持管理をする、こうなつてゐるわけでございます。それで、今度この衆議院の附帯決議の趣旨を尊重をいたしまして、そこで、この一車一車その林道を通るものはすべてこれを徴収する。そしてそれを維持管理の財源に充てるというのでなく、やはりその林道の利益の範囲の中の受益者、やはりそういうものが一番この林道の利用度が高いわけでございますから、そういうものから想定されるその年間の維持管理費といふものを、市町村あるいは森林組合あるいはその連合会等の手によつてこれを集めまして、そしてその経費でそれぞれ市町村あるいは森林組合等の自主的に判断して管理組合的なものが維持管理をしていくというよりなことも、一つの案かと考へておりますけれども、なおその趣旨を体しながら、十分に不満のないように検討いたしたいと、こう考へてゐる次第であります。

○北村暢君 非常にあいまいですが、そうすると受益者負担といふのはですね、建設の受益者負担と、その後において管理費の受益者負担といふものがふえてくる。こういうことにならざるを得ない。ふえてくるというところは、有料道路の場合には、その受益者も有料で車が走つたら払うわけですが、その分はまあなんなんですが、今度のスローパー林道は必ずしも木材を輸送するためばかりではないんですね。その受益者の地域の人ばかりが通るとは限らないですね。したがつて、そういうことだと、これはいわば観光用のハイヤーでも何でも通らないといふ言はない。そういうものから料金は取れないといふことになるわけでありまして、受益者といつてもその地域の受益者、明確なものではないけれどもこれは負担をかけるというわけにいかない。したがつて、その受益者以外の方ですね、その地域の受益者以外の、たまたまそこを通る車、こういうものは無料で、地域の受益者だけ

が全部管理費を負担する。こういう結果にならざるを得ないわけですね。そうすれば不平出るんじゃないでしうか。そういう点は、これはもう国ですね、管理費の一部を将来見るといふようなことを考へないといふと、受益者は不満を言うだらうし、また不満なものを押しつけてしまふといふことは、まことにたいへんなことだと思ふ。それからいって、地方公共団体では迷惑だと、こういうことになるだらうし、どうもそこら辺の解決の方法は思つたより簡単にいかないんじゃないか。このように思ふのです。したがつて、手つとり早いのは、有料道路として年間の通過台数といふものを想定して、管理費に充てる。これは当然のことなんです、でも、根本がくずれてしまつたので、当局の意思ではないところから押しつけられた形になつておるので、説明しにくいでしうけれども、これはちよつと困つたことにならぬでないかと思ふのですが、こういう附帯決議を完全に実施できる自信があらくなるのかどうなのか。再度御答弁願ひたい。

○政府委員(田中重五君) まあ旧公団林道におきましても、地元の受益者の大半は森林所有者でございまして、それは開設費の地元負担を負担したほかに、一車一台当たりで、利用料は維持管理費に見合う限度において、先ほど申し上げました料金で徴収をされるということでございます。その点は、今度の新公団林道におきましても、受益者が開設費のほかに維持修繕費も負担することにおいては、あまり変わりはないかと思ひます。ただ、そのほかに、そういう林道でございまして、いろいろなバスも通る場合もあらう、そういう利用車両についての負担のしかた等については、いまも申し上げました市町村あるいは森林組合等のいろいろな考へ方もあるかと思ひます。で、そこで、そういう公共団体その他の団体の意思も十分にきながら、最も適切な財源の確保と、それからそれによる修繕の施行主体といふものを考へてまいりたいと考へております。

○北村暢君 それは県がやるのですか、市町村が

やるのですか。

○政府委員(田中重五君) いま地元と考えておりますのは、市町村あるいは森林組合等、そういうものを考えております。

○北村暢君 特に市町村である場合は、市町村で財政の窮乏している、特に山村地帯の市町村というものは疲弊しているのですから、実際に市町村に実害のないような方法を、万全の措置をひとつ講じていただきたい、このように要望いたしておきます。

それから次に、これは林道と直接関係がございませぬが、公団の業務内容のことについて、若干お伺いいたします。

水源林造成事業の全体計画が資料の上に載っておりますけれども、昭和三十九年度までの新植が一萬八千ヘクタールで、今年度が二萬一千、来年度が三萬八千と、昨年度の倍以上になるような計画になっておるようです。これは当初の計画からして新植がどのように計画として組まれているのですか。それとも予算その他業務関係、いろいろな事情から、計画が、この契約とはいふ差があるようでありませうけれども、その実情はどうなっているのですか。

○政府委員(田中重五君) この当初の水源林造成の全体計画といたしましては、初年度あるいは二年度において、この数字よりはもっと多かったことは事実でございます。ただ、まあ、水源林造林発足のあの当初のいきさつから申しまして、必ずしも計画どおりに進捗をみなかったということがあります。まして、そこで、この計画の数字を変更をいたしました、現在つくっているのが、現時点における全体計画でございます。したがって、当初における計画とは相違がございます。

○北村暢君 まあいすれにせよ、当初計画を低いものにせざるを得なかったというところでございませうけれども、いままでの実績からいって、こういうような状況であれば、今後さらにこの業務事情から何からいって、急にこの倍の造林ができるようになるということは、これはちよつと常識

として考えられないことだと思ふのです。特におかれて原因は、やはり予算にあるのではないのか。私は、予算単価が低いので、実際には計画どおりにできないのではないのか、このように思ふのですが、そういう点はないのですか。

○政府委員(田中重五君) その点につきましては、予算単価を履行単価にできるだけ合わせるように努力をいたしてまいりました。ある程度の改善は認められるわけでございますが、なお、先生のお話の事情も、率直に申し上げましてございませう。その点の改善は、今後努力をしたいと、こう考えております。

○北村暢君 大臣が衆議院のほうで呼ばれているので、ちよつと一分ばかり、ごく簡単に確かめておきたい。それは公団職員の給与の問題ですが、これは、この前、農林年金の際に、農林年金職員の給与についてお伺いいたしましたけれども、また要望もしたのですが、農林省所管の政府関係機関の職員の給与というものが、どうも低いのがあり、高いのがあり、あまり統一がとれてないようです。大体において森林開発公団の場合は、農林年金の職員の給与とや同じようであつて、愛知用水公団の職員の給与と比較して、相当低いようです。これはまあ年金のところ、年金職員の給与のところ、大臣はこれを改めるようにされるということで、そのような努力をするという約束がございましたので、森林開発公団についても同様の考えと理解していかどうか。しかも、これはすみやかにひとつやっていた方がいいと思うが、御意見を承りたい。

それから次に、職員の定員については、渡辺委員からも質問がありましたけれども、この森林開発公団には、この定員の職員以外に、それと同じくらいの臨時職員がいるわけですが、これは一体どういうことなのか。ほかの事業団には、こういうものはほとんどないですね。これは必要であるのに定員化しないのか、その業務の内容というものは、ほとんど職員と同じような仕事をやっている、こういうことではあります、これは一体どういふこ

となのか。今後この臨時職員を定員化する御意思があるのかないのか、どうもほかの事業団と違ひまして、林野関係には、定員外職員というものは林野庁だけですが、林野庁の職員にも定員外職員というのがある。公団にもある。これは林野庁の習癖でないかと思う。だからけしからぬことです。伝統的な考え方、ほかの官庁にない、ほかの公団にないものが林野庁の関係の、監督の公団にある。まことに遺憾なことだと思ふのです。一体これをどうするおつもりなのか、ひとつお伺いしたい。

○国務大臣(赤城宗徳君) 森林公団の給与の問題でございますが、私の手元で調べておるところにございます。大学卒の場合等につきましては、愛知用水公団などと初任給では同じでありますし、あるいは十年、十五年の給与もそう違ひはないと思ひます。高校卒の場合におきましては、初任給等は同じでございますが、十年、十五年になると違つておるようでございます。私は、必ずしも森林公団職員の給与が低いとは言えないとは考えますけれども、しかし、均衡のとれないようなことにつきましては、是正をはかつていきたいと、こう考えます。

それから第二の、臨時職員でございますが、これは林野庁等におきまして、かつて相当臨時職員がございましたので、一度定員化したしまして、御承知のように、それで、一度定員化の際に、諸般の約束もございまして、これつきりだといふようなことで定員化を進めたいきさつもございします。森林公団等の性格から、臨時的な仕事に従事する者もこれを見ますと百二十八名ばかりあるようでございます。仕事の性質からいふと、こ

れはやはり臨時の者と、また、常用的に必要な者と、こういうものをよく検討いたしまして、必要者につきましては常用品をはかりたいと、こう考えております。

○北村暢君 常用品ということば、これは公団に常用品などということばは大臣、ないのです。

それは林野庁だけにあるので、林野庁職員だけにあるので、常用品だのなんだのといふのは、そういうのはあるはずはないし、臨時職員と職員しかいないのだからと思ふのです。そういうものもまたきまつてもいいと思ふのです。常用品などということはね。したがって、臨時職員か職員か、これ以外にないと思ひます。でありますから、ひとつそういう点については、趣旨としてはおかしいのであります。先ほどの説明によりまして、スパー林道が今後四十路線大がかりにかかるといふことになれば、定員も百何十名かふえる、こういう説明でございますから、その際に十分ひとつ検討して、これは臨時職員と職員では給与の差ははく大にありません。したがって、身分上の問題についても非常に不安であることはもう間違ひないのであります。こういうものはあつていいといふことにはならないと思ひますので、今後ひとつ善処を要望しておきたいと思ひます。

長官にお伺いしますが、いまの臨時職員というのは、どういふ性格のものなんですか、どのくらいおつて、どういふ仕事をしているのか、説明していただきたい。

○政府委員(田中重五君) 臨時職員というのは、これは森林開発公団補助職員服務規程、同賃金規程、そういうものによつて職員に準じて所遇をさしてある者、そして先ほど大臣から申し上げましたように、全部で現在のところ百二十八名。それで、この職務の内容につきましては、事務それから現地における屋外作業、そういうものに従事しておるものもあるかと思ひます。それで、やはり先ほど来お話を申し上げてまいりました林道の管理なり、あるいは増林事業なり、それから人たちであると考えますが、そこで、やはり仕事の繁閑とありますが、そういうものによつて雇用が始まつてまいつた、こういうふうに考えておる次第でございます。

○北村暢君 この補助職員というのは、増林事業

も林道事業も、工事そのもの、増林そのものはみんな謝け負いでやるわけでしょう。それで増林の事業は、実施主体は公団がやっているわけじゃない、市町村でやるわけでしょう。そうすると、この補助職員というのは、実際に筋肉労働をやっている人ではほとんどないわけですよ。これはやはり補助職員とはいえない普通の職員と同じような仕事をやっているに相違ないんです。これは間違いないんです。国有林野の直営事業をやっているとは違いますが、公団の職員の職務内容といえるのは、そういうことがどうも長官の答弁ではあやふやで、おそらく実情がわかっておられないんじゃないかと思うんですが、したがって、これは当然補助職員職務規程とか何とかいうことでやっておられるけれども、こういうことを置くこと自体がおかしいですよ。これはほかの事業団、農地開発機械公団でもどこでも見てごらんないかい、こういうものはない、おそろくない。こういうものはすみやかに整理とか、実際に必要なものだったとするならば、定員化すべきものだ、こう思いますしね、公団という半政府的な、政府関係機関でありますから、民間のとは違いますが、やはりこういう身分的なものはつきりすべきである。この点はひとつ認識がだいぶ違いますが、ですから、そのように御理解をして、今後これを改善する意思があるかないかですね、直接の監督者でありますから、大臣であつたらぬ、こういうことまかいことはわからないだろうと思うんですが、長官ですから、ひとつはつきりお答えを願いた

い。

○政府委員(田中重五郎) この臨時職員につきま

ますが、先ほど初任給は同じである、初任給はどのでも同じなんです、これは。変わっていったらこ

ないです。それはもう初任給は同じというの、どここの公団もみんな同じなんです。同じところだけを同じでございませうという答弁は、私は受け取れないので、ここに森林開発公団と農林年金との職員構成の比較からいって、農林年金なんかは若い人あるいは女子職員が非常に多い。ところが、森林開発公団は、まあそういう若い人が若干おるのですけれども、大体において出張所だの何だの数が多いいですね。そして、そういうような出張所とか支所とか何とかが非常に多くて、その長なる者はたいして林野庁関係の退職者、いわば卒業者がやっておられるわけです。これは営林署長を

終わって、給与が署長をやっていたときよりは一五%だとか二〇%だとかよくなつて、随居任事にかえて給与がよくなつていくわけですね。そういうことで、公団の年齢構成からいって、非常に高い人が多いわけですね。年齢の高い人が比較的に

かの公団なんかよりは多いわけですね。したがって、大体この給与表を見ても、愛知用水と比べて、三十三歳で五千幾らの差がある。四十歳くらいになると六千円以上の差があるのですね。したがって、これは明らかに差があるのですね。団体交渉でも理事者側は低いということを認めておるの

です。しかし、これは林野庁に協議をし、大蔵省に協議をするものから、協議をするというのと、なかなか簡単に上げてくれないわけですね。それで、最初が低くなつておるものから、押

えられてしまふ、こういう結果になつておるわけですね。それで、農林年金の場合も、農林大臣は明らかにこの差というものを認めて、この差を縮めるように、均衡のとれるように努力したいということ

を、大臣は答弁しておられるわけですね。したがって、森林開発公団といえども農林年金、愛知用水公団と業務内容においてそれほど賃金が安くてもいいような業務内容の仕事をやっているわけ

ではない。これは明らかであります。したがって、この給与の差というものは、当然すみやかに

解消すべきだと思ふのですね。したがって、これは大臣をわずらわすまでもなく、監督官庁である林野庁が大蔵省と協議をして、すみやかにこの解消をすべきである、このように思ふのですけれども、ひとつ直接の監督責任者である長官の明快な答弁をいただきたいのですね。

○政府委員(田中重五郎) 給与の傾向を見ますと、大学卒あるいは高校卒ともに、お説のとおり、愛知公団等に比しますと低い。それから農地開発機械公団に比しますと高いというよりなかつたことになつておりますが、この森林開発公団の給与の水準につきましては、予算措置等をも十分に勘案の上、その改善の努力はいたしてまいりたい、こう考えております。

○堀本宜実君 大臣がおいでにならなせんので、しごく残念でございますが、私の質問はきわめて平凡な質問ではございますが、内容はきわめて重要であると存じますので、明快な御答弁をいただきたいと存じます。

二つございしますが、その一つは、すでに渡辺委員から御指摘になり、大臣からお答えになつたやうでございますが、まだ若干不十分なやうな気がいたします。それは、林道の種類が私の知つてお

るだけでも六つあると思ふのです。今度の新公団林道、基幹林道、一、二、三の林道、山村振興林道、まだあるかと思ふますが、きわめて大ざっぱに六つあると思ふのです。そこで、この資格の問題ですが、同じ山村振興あるいは林業の振興のためにも、おのの地勢的な地帯的な関係上種類が

分かれておりますことはやむを得ぬといいたしましても、あとからできる林道ほどだんだんと手厚い指導というやうなものができてくるやうな気がするのです。林道の中で一番緊密な、山村の人たちにも最も関係の深いといひますか、というやうな

林道は少なくともみなでありますけれども、山村振興林道等は最も最たるものであるといふから、私は考えるのでございます。そういう意味から、先ほど大臣はこれを整理統合し、総合的にものを考えていくということであつたやうでござい

ますので、まことにけつこうだと存じますが、少なくとももう少しこれらを総合的に再検討して、そうして山村振興林道等の、緊密に生活に結びついておるやうな林道については手厚い指導をされ、補助率も上げていくというやうなことが望ましいのではないかと、これが一点であります。

もう一点、もう時間がないやうでございしますので、含めて全部質問をいたしたいと存じますが、わが国の高度経済成長、開放経済等の余波を受けて、農林業といふものが急激な変革をいたしております。これはほんとうに最近目まぐるしい変化をこの一、二年いたしておられるわけでございますが、林業行政についても例外ではないといふやうに私は思ふのでございします。そこで、私の伺いたいと思ひますことは、いわゆる造林の将来の見通しといひますか、あるいは経済性というものがもつと正しいかとも存じますが、造林における経済性というものをどのようにお考えになつてお

いでいるのかということでございます。それはいろいろの要素があるやうかと存じますが、まず最近外材が入つてまいります。その外材は、内地材の――いろいろなものがございします。松、ヒノキ、杉、その他のものもございしますが、そういうものよりも非常に安い価格、どのくらい安いかわかりませんが、あるいは二〇%以上といひます

か、二五%になりますかかわりませんが、少なくともその程度の安い価格で入つてくるということになりますと、山村における造林の意欲というものがきわめて減退を最近いたしております。それにもかかわりませず、補助金で計上されております人夫賃の対象となります金額におきまして

もわずかに五百円程度ではないかと思ふのでございしますが、人夫賃がたいへん高くなつて、将来造林に対する収益性、経済性というものを疑う考え方が濃厚になつてまいりました。それに加へまして、新炭材がきわめて売れまへせん。炭が売れまへせん。山村の夫開の土地ですらプロパンガスのやうなものを使つていて、その裏山にあるたきぎすら

とつてこないでプロパンガスを利用している。そ

力は、便利な点でもありましよう。あるいは労働力の不足もあろうかと存じます。そういう意味から考えますと、わが国に非常に大面積を持つております新炭林、雄木林、そういうものの大面積の林相の改造というものを一体どうしていくのか。木炭はいま品不足で若干値が上がりていますが、ほんとうにかまの中で、頭の髪も縮れるような熱いかまの中に入つて、非常に窮乏困窮な作業をして、非常に安い価格で薪炭が買ひ戻りたさんあるというふうな作業をあえて繰り返してやるというには、非常に困難があると思ふのでございます。

以上三つ申し上げましたが、すなわち外材が入ってくる——外材の入ってくる量におきましては、私の知るところでは、十分ではございませんけれども、輸入品の三位にあるというふうなことを言ひ人もあるようでございます。相当額が入つてまいります。これはわが国のいわゆる開放経済における産業、ことに林業その他にも影響がございしますが、たいへんな影響を及ぼしている。こういう中で造林というものの経済性というものをどういう形で指導していかれるのかというところでございします。かりに融資の利子を見ましても五分、あるいは民間の団体その他が三分五厘程度でございします。とても五分の金利を払つて、元利金を払つて、それを借りて造林をいたしても、収益性の点から考へて、私はこれは払ひ得ないというふうに思ふのでございます。

もう一つは、収益性のいかにかわりませう、治山治水の關係上、林木を伐採いたしましたので、そのあと地に造林をいたしません。そういうふうなことが続きますと、これはたいへんな問題でございします。私は、収益性がないから造林を見合はすという事象だけではなく、もっと大きい治山治水の問題にまでこれはやはり原因が及んでまいらうと思ふのでございます。そういうような両面の経済性の見通しがない。それで造林の意欲が減退してきた。そういうことの結果、治山治水の基本的な対策を遂行するわけにまいらぬ、こう

いう二つの大きな問題がこの林業行政の中に大きく横たわつておるような気がいたします。そこで、今後これをどのように解決し、どのような考へ方でやつていかれるのであらうか。たとえば、ただいま提案になっております法案の中で、農地管理事業団等はどうかかわりませうけれども、これは農地を買つて耕作し、そして自立農家といひますか、自作の面積の拡大をはかつて、大規模農業をやることによつて生産性を高めていこう。この資金は御承知のように三分でございします。私は、いまのような低収益率、低経済性という観点から考へますならば、少なくとも五分の金を借りて造林をしても引き合ひにからぬ問題にならうかと思ふのでございます。長官におかれましては、五分の金を借りて、それでも収益性が成り立つのだというところでございします。ならば、ひとつその方法をお教へ願ひたい。もしそういふことができない、全くそのとおりだというなら、將來いかにしてこの造林計画あるいは収益性、経済性の見通しを立てて指導される行政をお持ちになるのか、その点について何いたいと思ふのでございます。

○政府委員(田中重五郎) 御説一々ごもつともな面があると存じますが、初めに林道の問題でございします。確かにその林道の体系は現在相当に複雑になつておりまして、これは何らかのすっきりしたものに体系づける必要があるかと思ひますが、しかし、いづれにいたしましても、山村あるいは農山村地帯の経済生活の安定といひますか、あるいはこの林業の開拓の発展の必要性といふものの認識の高まりの程度に応じて、この林道の開設が進められて、そして時代とともに、また、その開設される場合の林道の補助のしかたが手厚くもなつてまいつてゐるというところでございします。それで、今回の新公団林道は別といたしまして、もとよりから実施をみますところの林業構造改善事業、この林業構造改善事業の地域の中へ組み込まれてまいりますところの林道、これはおおむね公共事業としては三号、四号林道、それから山

村振興林道でございしますが、これはこの構造改善の中では、それぞれ四割、三割あるいは山村振興では四割といふのが五割になるというふうな改善をされております。また、山村振興林道事業については、公共事業の分については三割五分の補助が四割になるというように、不十分ではございしますが、その助成の程度は手厚くはなつておるといふのが実態でございします。しかしながら、いづれにしても、まあ林業構造改善事業の中に林道事業もあり、そのほかに公共事業としてのいまの基幹林道その他もろの林道があつて、さらに公団林道の開設が行なわれるというものは整備をいたしまして、それぞれ目的、ケースあるいは規模、それに応じて林道の重要性を踏まえて開設いたしたいというわけでございします。

それから造林の問題でございします。これは確かにお説のとおり、現在外材の輸入は、ほぼ日本の木材需要の二五%、四分の一に達するまでにその数量が増加をいたしてございまして、これは一面、わが国の木材価格の消費者面におけるところの価格の安定といふものには寄与をいたしてございすけれども、一方において、確かにこの木材価格の横ばい、それから造林のための人夫賃あるいは諸資材費の高騰とが合合わぬというふうなことで、造林の意欲を阻害する要因となりつゝある、確かにそういう現象はございします。それで、やはり何となくこの増大する木材需要を外材でまかなうのではなく、みずから生産し得る能力を持つておる国土で自給をしていくということが、いふまでもなく必要でございします。そのことがまた農山村民の生活の向上になり、そしてそういうふうな背景が、林業基本法の成立の基盤でもあつたといふことで、林業の生産振興をはからなければならぬ、こう考へておりますが、やはりその前提として、前提といひますか、この林業生産の基盤を整備して林業振興に寄与し、外材の流入を防遏していくというためには、まず、林道のさらに一そのの拡充強化、これが必要である。それで、林道網が充実することによつて、いまの

生産性の向上になるところの機械化も促進される。大型機械も入つてくるし、その他造林のためのもろもろの省力技術も導入される。まあそういうふうな考へまして、この林業基本法の成立後第一の着手として、林道の充実ということに取りかつたのでございしますが、そこで、先生いま御指摘の経済性の発揚をどうするか、これはやはりその生産性をできるだけあげていくということが必要でございまして、そこからその経済性も高まつていく。そうすることが従来の山林所有者の資産保持的な考え方を転換していくことにもなるわけでございますから、そこで、この林道の整備、機械化の促進、そして、その他地ごしらえ、あるいは下刈りその他の面における省力技術の開発導入、さらに植栽される樹種の早期育成になるようなものの培養と、そのの増殖というふうなことで、林業の近代化をはかつて経済性を高めれば伐期に達しないようなことでなく、早期育成の実をあげてまいりたい、こう考へております。

それから、一方、その重要な造林の面における国の助成といたしましては、補助金、それから融資の両面を考へてまいらねばならぬと思ひます。補助のほうは、現在のところはお国の補助は三割、それからその補助の基礎となるところの準備について、その点については改善をはかつてまいりたい。四十年度は三十九年度に比べて、ヘクタール当たり大体一ないし一四%増の改善をみましたけれども、これで決して十分ではございませぬので、その点の改善もはかつてまいりたい、それから一方融資の面では、現在農林漁業金融公庫の制度の中に、小造林では三分五厘資金といふのがございまして、そして、まあこれは再造林あるいは拡大造林とともにその資金で融資が受けられるというふうになつております。これはそういう小造林の資金も含めて、融資額が大体四十六、七億ですか、五十七億ですか、拡大をみております。この面の改善も今後一そう努力をいたしまして、融

資造林の要望にこたえてまいりたい。さらに限の造林、あるいはまた、最近公社等の造林が相当活発になってまいっておりますが、一般の個人の行なり造林、あるいは公園造林、そういうものの間隙を埋めるものとしての公社造林等の育成をはかることによって造林の推進をはかりたい。そのために必要な助成、あるいは融資の面の努力をはかってまいりたいと思っております。いずれにしても、造林が引き合ふもの、経済性の発揚という、先生のお話には全く賛成でございます。林業基本法の趣旨からいいますと、従来の資産保持的な森林の持ち方から、そういう産業としての、経済活動としての、経済行為としての林業経営、そういうものを持つていこうとするのが林業基本法のねらいなのでございます。そこで、そういうふうな生産性を上げてまいりますれば、かりに諸資材、人夫賃の高騰があつても、それを吸収していくことができる。そういう面での経済性を発揚してまいりたい、こういうふうな考えでいる次第でございます。今後一その努力を払つてまいりたいと考えております。

○北條八君 私も一、二点伺いますが、この熊野あるいは熊山の公園林道と違ひまして有料になつたのは何か特別の理由があつたのかどうか。その点をまず伺いたいと思ひます。

○政府委員(田中重五君) この有料の意味は、開設には関係のない問題でありまして、開設後の小破修繕、それに必要な経費を生み出す方法として使用料を取るといふことでございます。それから旧公園林道では、それを一合一キロ当たり幾らというところでやつておつたのでございます。公園自身がその管理に当たつてまいつた。それがまたこの法律にいうところの公園の業務の範囲でもある、こういう考え方でやつておつたのであります。この衆議院の附帯決議の趣旨によりまして、有料道路として森林開発公園が徴収する方式によらずと、こういうことでございまして、管理事務の一部を地方公共団体等に委託をして、そういう地方公共団体等を中心にして管理運営していくこと

も一つの方法であらう、そういう方向でひとつ考えていくというふうにわれわれは理解をしておるわけでありまして。

○北條八君 私は、このスパー林道が実施された際に、地元負担がどうなるかというのを非常に心配するわけでございまして。話に聞けば、スパー林道というのは、やはり将来県道と県道を結ぶというふうな幹線になるわけで、この地元の者のみが利用するばかりでなしに、單にそこを通過するような相当の使用が出てくる。いわゆる受益者になるわけでしょう。そうしますと、公平に受益者の負担にするには、やはり有料にしたほうが私は合理的だといふふうに思ふのでありますが、一体この法案の受益者といふものの定義といふものは、どういふものを受益者と見ておられるのですか。その点伺ひたい。

○政府委員(田中重五君) 受益者といふことは、この法律にございまして、一、当該事業に係る受益地又はその上に存する立木竹につぎ権原に基き使用又は収益を行うものその他農林大臣の指定するもの、二、このことになつておるわけでございまして、そこで、こういう林道でございますから、山林所有者以外の者も、受益者として農林大臣が指定する場合に入つてくる、そういう考え方でございまして。この場合は、いまの賦課金の対象になる場合のことを言つておるのでございまして、一方、この維持管理費の負担の面で考えれば、これは先ほどから申し上げておりますように、地方公共団体等を主体にして、最も公平妥当な利用者の範囲を考へて、そして、そういう修繕費の捻出をはかつていくことが必要である、こう考へております。

○委員長(中原善一君) 長官、答弁はひとつ簡潔に願ひます。

○北條八君 私は受益者の考へ方が、どうももっと広く考へる必要がある、たとへて言へば、木材を搬出しなくても、こういうスパー林道ができれば、その付近の地価は上がつてくる、そういうものだらう、一つの受益者であります。こ

ういうこまかいことを抜きにして、ともかくその林道を使つて、相当林道を利用することによつて生産が上がり、また利益を得るというものから、地元以外のものからも当然とるのが、受益者となれば本来の考へ方じゃないかと思ふのです。それは先ほど北村さんからもお話がありましたけれども、この運用については、結局地元以外のものが使つて、そして道をいためる、そういうものの修理を全部地元が負担するといふことのないようにしていただきたいといふふうに思ひます。

時間がないので、もう一点伺ひたいのは、森林公園が将来も造林事業、その他も含めて、引き続き継続されていくつもりなのかどうか、その見通しについて、これは大臣に伺つたほうがいいと思ひますが、一応長官から……

○政府委員(田中重五君) 公園の趣旨からいいますと、その与えられた事業が継続する限り存続する、こう考へていふと思ひます。

○北條八君 造林といふのはほとんど継続されていかなければならぬものでありますし、また、林道の開設もさしあたり計画を立てたその時期に於いて、ほとんど林業は集約になつていくのですから、これは当分仕事が続くといふことは絶対ないと思ひます。ですから、私は相当長期継続するものと思つておりますが、今度のスパー林道の計画といふものは、何年計画をつくられるのですか、その点お答え願ひます。

○政府委員(田中重五君) その点につきましては、本年度全体の調査を完了いたしますので、その完了した際に年次計画を立て、総竣工期間といふものの決定をいたすといふふうに考へております。

○北條八君 その総合の基本計画といふものが、それは調査しなければわからないと思ひますが、大体のお見込みはわかつておられると思ひますが、何年計画を編成されるのか。

○政府委員(田中重五君) その点につきましては、やはり全体の計画として、具体的に調査を把握をしてから固めたい、こういう考へでございま

す。

○委員長(中原善一君) 他に御発言もなければ、これにて本案についての質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(中原善一君) 御異議ないものと認めます。よつて、本案に対する質疑は終了いたしました。

○委員長(中原善一君) 次に、山村振興法案を議題といたしまして、本案について、質疑のおありの方は、御発言を願ひます。

○渡辺勸吉君 この法案は衆議院の農林水産委員長提案であります。したがつて、先ほど提案の説明も伺ひましたし、参考資料の配付もいただきましたので、もつぱらこれは実施する政府当局にひとつお任せしたいのであります。

一体、この山村振興法案といふものが、なぜ自由民主党、あるいは社会党議員提案によつて出されなければならなかつたのか。政府はいろいろな行政上の立場から法案を出して、われわれに審議を求めますけれども、特に農政の中での郵部とも言われるような山村に対して、議員提案でなければ受けて立てないやうな政府の従来の山村に対する行政のあり方といふものは、この際、思いを新たにこれに對しなれば、この法律が成立したとしても、私は危惧の念をいだくおけであります。この法案の提案説明にも述べてあるやうに、あるいは法律の第一条の目的にもうたつてあるやうに、農村の所得格差あるいは地域格差、その二つの格差の底面に置かれてい

るやうな農村といふ中で、特に山村地帯は一その格差が甚だつて拡大している環境の中に、むしろ政治からは放擲されているやうな状態でありまして。したがつて、こういうものが委員長提案で、各党共同で出てこなければ行政的に前向きに措置ができないといふことについて、具体的なひとつ問題を通じて政府の態度を明らかに示してほしいのであります。

特に最近、この法律に關係ある經濟企画庁に對して異論を申さなければならぬのであります。私が直接關係しました一つの問題についてしぼって見ても、むつ製鉄の事業について、閣議で、むつ製鉄会社の解散命令を出して、原料会社も同様にそういう措置をとつておる。こういう地域格差を解消する東北開発三法に基づいて、政府の責任であらう会社の設立を認可しながら、六億以上の先行投資を地元でさせながら、いままに至つて採算性がない云々という理由に於いて、この会社に対して解散を命じたということ、政府の政治責任においてこれは重大なる問題を投げかけておるといふ一つの例から見ても、一体この山村振興法というものを設置する場合に、政府はどれだけの一体感がまえを置いてこれに對応しようとするのか。たとえはいろいろな山村振興の計画が地方からあがつてきて、それを逐次指定していくということでありますが、のんびりだらりとそういうものを持つておるような態勢では、これは給にかいたちになるきらいがある。

は、積極的にこの法案の實施をいたしたい心がまえで、おるのでございまして、この法案の中にもありますとおり、具体的にどういふことかとおっしゃるならば、まず調査をひとつ積極的にやろうというので、予算を三千万円とあり、四十年年度において計上いたしておりました。また、非常に額が少ないのですが、約二百数十万円の予算を企画庁としては事務費としてとりあえずとりまして、この事務を始めることにいたしました。おのりあります。こういうことで、議員立法ではございすけれども、主管庁といたしましては積極的にこの遂行に当たりたいという意気込みを持つておるわけでありまして。

特に開発局の中に設置いたしました。この問題を処理をしていくというつもりであります。○渡辺勲吉君 農林大臣には次に御答弁願うとして、いまの伊東次官にお尋ねしますが、開発局の中に一つの課を設ける。一体何名でこれは構成するのですか。

の点に關連して、農林大臣はいかにこれを採用していかれようとするのかをお伺いします。○國務大臣(赤城宗徳君) 農林省としては、御承知のように農業の構造改善の事業を進めておるわけでございます。それには当然山村も入るわけでございます。あるいは林業基本法によりまして林業構造改善、こういう事業も進めるのでございすので、山村も入るわけでありまして。ところが、再々御指摘のように、また、お話のように、いま中央と地方の格差あるいは他産業との格差という点を取り上げまして、山村がその格差等におきましては著しいものがあるわけでございます。でありますので、単に農業面の農業構造改善とか、林業面の林業構造改善とかいふことでなく、なお広い範囲におきまして総合的に山村の振興をはかつていく、総合調整のもとにはかつていく、こういう必要性を感じて、本法律案が議員立法として各党一致で出されておるといふふうに私は了解しておりますので、この位置づけを見ますならば、あるいは工業面における新産業都市の法律あるいは工業開発という法律、こういう面と同じような考え方に基づいて、農業特に山村を中心としての農業の開発を総合的に行なつて、山村を振興していかなくちやならぬ、こういう要請にたいするもの、こう思います。でございすので、現在こういうものを政府でやるとすれば企画庁が中心でやるわけでございますが、議員提出でございすので、いづれこれが通過いたした場合には、企画庁がそういう計画の中心に当たるといふことが、分担する分野が大部分農林省の分担ということに相なるといふこと。そういう意味におきましては、農林省といたしましては全面的にこの山村開発、山村振興に、仕事の面においても協力して進めたい、こう考えております。

これは給にかいたちになるきらいがある。一体これを積極的に取り上げるために、政府はどれだけの対応する姿勢をとつておるのか。たとえば、それは万般の行政指導に待つべきものが大きいのであります。それを指導する行政機構として、一体どういふことをこの法律が通過したならば対処しようとするのか。あつたか一つの係を置くとか、課を置くとかいふようなこととお茶を濁されたいような、これは従来政治から見離された大きな課題であるだけに、私は政府のその対応する覚悟のほどを、抽象的な表現ではなくして、具体的にこれをこなしていくだけの仕組みというものを一体どう考えているか。經濟企画庁あるいは農林大臣はどう対処するのか。まず、その点から具体的にお答え願ひたい。

は、積極的にこの法案の實施をいたしたい心がまえで、おるのでございまして、この法案の中にもありますとおり、具体的にどういふことかとおっしゃるならば、まず調査をひとつ積極的にやろうというので、予算を三千万円とあり、四十年年度において計上いたしておりました。また、非常に額が少ないのですが、約二百数十万円の予算を企画庁としては事務費としてとりあえずとりまして、この事務を始めることにいたしました。おのりあります。こういうことで、議員立法ではございすけれども、主管庁といたしましては積極的にこの遂行に当たりたいという意気込みを持つておるわけでありまして。

特に開発局の中に設置いたしました。この問題を処理をしていくというつもりであります。○渡辺勲吉君 農林大臣には次に御答弁願うとして、いまの伊東次官にお尋ねしますが、開発局の中に一つの課を設ける。一体何名でこれは構成するのですか。

の点に關連して、農林大臣はいかにこれを採用していかれようとするのかをお伺いします。○國務大臣(赤城宗徳君) 農林省としては、御承知のように農業の構造改善の事業を進めておるわけでございます。それには当然山村も入るわけでございます。あるいは林業基本法によりまして林業構造改善、こういう事業も進めるのでございすので、山村も入るわけでありまして。ところが、再々御指摘のように、また、お話のように、いま中央と地方の格差あるいは他産業との格差という点を取り上げまして、山村がその格差等におきましては著しいものがあるわけでございます。でありますので、単に農業面の農業構造改善とか、林業面の林業構造改善とかいふことでなく、なお広い範囲におきまして総合的に山村の振興をはかつていく、総合調整のもとにはかつていく、こういう必要性を感じて、本法律案が議員立法として各党一致で出されておるといふふうに私は了解しておりますので、この位置づけを見ますならば、あるいは工業面における新産業都市の法律あるいは工業開発という法律、こういう面と同じような考え方に基づいて、農業特に山村を中心としての農業の開発を総合的に行なつて、山村を振興していかなくちやならぬ、こういう要請にたいするもの、こう思います。でございすので、現在こういうものを政府でやるとすれば企画庁が中心でやるわけでございますが、議員提出でございすので、いづれこれが通過いたした場合には、企画庁がそういう計画の中心に当たるといふことが、分担する分野が大部分農林省の分担ということに相なるといふこと。そういう意味におきましては、農林省といたしましては全面的にこの山村開発、山村振興に、仕事の面においても協力して進めたい、こう考えております。

これは給にかいたちになるきらいがある。一体これを積極的に取り上げるために、政府はどれだけの対応する姿勢をとつておるのか。たとえば、それは万般の行政指導に待つべきものが大きいのであります。それを指導する行政機構として、一体どういふことをこの法律が通過したならば対処しようとするのか。あつたか一つの係を置くとか、課を置くとかいふようなこととお茶を濁されたいような、これは従来政治から見離された大きな課題であるだけに、私は政府のその対応する覚悟のほどを、抽象的な表現ではなくして、具体的にこれをこなしていくだけの仕組みというものを一体どう考えているか。經濟企画庁あるいは農林大臣はどう対処するのか。まず、その点から具体的にお答え願ひたい。

は、積極的にこの法案の實施をいたしたい心がまえで、おるのでございまして、この法案の中にもありますとおり、具体的にどういふことかとおっしゃるならば、まず調査をひとつ積極的にやろうというので、予算を三千万円とあり、四十年年度において計上いたしておりました。また、非常に額が少ないのですが、約二百数十万円の予算を企画庁としては事務費としてとりあえずとりまして、この事務を始めることにいたしました。おのりあります。こういうことで、議員立法ではございすけれども、主管庁といたしましては積極的にこの遂行に当たりたいという意気込みを持つておるわけでありまして。

特に開発局の中に設置いたしました。この問題を処理をしていくというつもりであります。○渡辺勲吉君 農林大臣には次に御答弁願うとして、いまの伊東次官にお尋ねしますが、開発局の中に一つの課を設ける。一体何名でこれは構成するのですか。

の点に關連して、農林大臣はいかにこれを採用していかれようとするのかをお伺いします。○國務大臣(赤城宗徳君) 農林省としては、御承知のように農業の構造改善の事業を進めておるわけでございます。それには当然山村も入るわけでございます。あるいは林業基本法によりまして林業構造改善、こういう事業も進めるのでございすので、山村も入るわけでありまして。ところが、再々御指摘のように、また、お話のように、いま中央と地方の格差あるいは他産業との格差という点を取り上げまして、山村がその格差等におきましては著しいものがあるわけでございます。でありますので、単に農業面の農業構造改善とか、林業面の林業構造改善とかいふことでなく、なお広い範囲におきまして総合的に山村の振興をはかつていく、総合調整のもとにはかつていく、こういう必要性を感じて、本法律案が議員立法として各党一致で出されておるといふふうに私は了解しておりますので、この位置づけを見ますならば、あるいは工業面における新産業都市の法律あるいは工業開発という法律、こういう面と同じような考え方に基づいて、農業特に山村を中心としての農業の開発を総合的に行なつて、山村を振興していかなくちやならぬ、こういう要請にたいするもの、こう思います。でございすので、現在こういうものを政府でやるとすれば企画庁が中心でやるわけでございますが、議員提出でございすので、いづれこれが通過いたした場合には、企画庁がそういう計画の中心に当たるといふことが、分担する分野が大部分農林省の分担ということに相なるといふこと。そういう意味におきましては、農林省といたしましては全面的にこの山村開発、山村振興に、仕事の面においても協力して進めたい、こう考えております。

ういろいろ各省はらばらになつておるいろいろな山村振興上の行政的な措置を、総合的にこれを運用するセクションとして、経済企画庁がこの山村振興法をまともに受けるならば、これはもつと対応する姿勢があつてしかるべきだということと何つて

時間もありませんから、次に進みます。この法律でうたつておるところの林野面積の占める割合、山村の定義でありますが、これは一体どの程度を、まあこれは政令で定めるのだらうと思うのか。でありますがお考えになつておられるのか。いだいた資料によりますと、合併前の旧市町村で林野率八〇％以上及び七五％以上、この二つの資料が出ております。この林野率八〇％以上の旧市町村数は、この資料によりますと、全国で二千二百二十五。林野率七五％以上の場合をとりますと二千八百六十六。これが全体の旧市町村に対する割合は、林野率八〇％以上の場合は一九％、七五％以上をとりますと二五・七％になつておりますが、このいづれかをおとりになるのか、あるいは他の林野率をおとりになるのか。その辺の山村の一つの規定のしかたについてお答えを願いたい。

○衆議院議員（小枝一雄君） 林野率の問題であります。提案者といつたしましては、いろいろと検討

討いたたのでありますが、今日の山村の状況にかんがみまして、旧町村として七五%ということを標準として考えたいと思つております。

○渡辺勸吉君 次に伺いますが、何と云ひましても山村振興のために必要なことは、この法律でもうたつてありますように、補助率が特に高率であるということがこの死命を制する決定的とも言つていい要素だと思つております。それで、大蔵省からも主計官が出ておるようであります。それから、大蔵当局の明確な見解をここで明らかにしてほしいのですが、この山村振興のために必要な事業について、国は補助事業の条件の緩和を、たゞいま提案者が答弁したように、林野率七五%以

上の旧市町村に対して、他の地域とだけだけの条件緩和を考へておるか、及び補助率の引き上げがこの山村振興法によつて他の地域と一体だけだけのレート・アップをするのか、また、第三の問題としては、地方財源の確保が必要であるが、この点については、特にこれらの指定山村については、財政当局としてはどれだけの財源の確保についてその措置を講じようとしておるか、また、農林省に何うのは、国有林野の共用林とか部分林の設定と、積極的な活用をはかることが内容としてうたわれておりますが、この点に關する具体的なその活用の内容は、この山村振興法の指定の山村と他の地域と、どれだけの一体積極性を持つて対応しようとするのか、これをお伺いをいたします。

○説明員(長岡実君) 山村振興法によりまして山村振興法のいろいろな事業が行なわれることになるわけですが、目下のところは、政府の予算といたしましては、その基本的な問題の調査から出発をするという意味におきまして、本年度は農林省及び経済企画庁に主として調査の予算を計上している段階でございます。山村振興のために行なう事業についての国の負担割合等をどうするかという問題であります。現在のいろいろな制度におきまして、主として山間僻地等については、僻地にかかわる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に關する法律といったような法律もございまして、その他、府県の後進地域についての補助率のかさ上げ等も行なつておるわけでございますので、そういうような点もよく勘案いたしまして、今後の検討事項にさせていただきます。

○渡辺勸吉君 農林省から答弁をしてもらう前に、主計官にも少し伺いますが、あなたの答弁は、大臣以上の非常に抽象的な答弁で、主計官らしからざる答弁であります。もう少し山村振興法といふものをまじめに考へて、私は、すでに成立した四十年年度予算について別段聞こうとしているのじゃない。四十一年度になくともこの山村振興法に基づいていろいろな補助率の引き上げなり、

あるいは地方財政の措置なり、あるいは補助事業の条件の緩和なり、いろいろな問題が各省からそれぞれ整理されて出てくると思ふ場合に、少なくともこの法律にうたつたように、この指定する地域に対する補助率は一体どの程度、普通の補助率よりも上げようとするのか、あるいはその補助の事業の条件の緩和をどの程度にしようとするのか、そのくらいのことをわきまえないで、あなたこういう委員会に出てくるのですか。

○説明員(長岡実君) 山村振興のために行なう事業につきましても、どの程度普通の事業よりも補助率を上げるつもりかという御質問でございますが、事業のいろいろな内容にバラエティーがございます。御承知のように、公共事業について申しますれば、補助率の種類は数種類に及んでおります。

それから普通の補助率よりもどのくらい上げるかという御質問でございますが、大体いま山村地域は、普通の補助率をそのまま適用させているところは非常に少ないのじゃないかと思ふわけでございます。と申しますのは、先ほど申しましたように、後進地域の補助率のかさ上げ等が、すでにいま地元の地方公共団体の財政力に応じて手厚く国が負担するという制度があるわけでございますので、そういうものとの調整を十分に検討していきまないと、この法律だけを切り離して、これの事業については一体何割上げるかというふうなお答へは、現在では私どもとしてはいたしかねると思ふ次第でございます。

○渡辺勸吉君 いろいろ聞き出すと、まさにどうも愛情も何もない、役人的な答弁に終始するだけであつて、素朴な國民の期待はそんなところになんて。補助率がたくさんあることは、私も百も承知です。一体、この法律で期待するのは、この地域格差の底辺に沈んでしまつてこの問題を解決するためには、思い切つた財政援助ということが中心にならなければ、これは進まぬのであります。あなたはこのでそれ以上答弁できなければ、私は別な機会に、これは大蔵大臣の出席を求めて、この

問題一つにしほつて、もつと徹底的にこれは質問します。あなたにはこれ以上質問しない。

農林省、ひとつ、先ほど言つた国有林の共有林なり、あるいは部分林といふものが、この指定する山村に対してはどれだけの特段の措置を講じようとしておるか、お答へを願ひたい。

○政府委員(田中重五君) 国有林の活用につきましては、この山村振興計画の具体的なものが出ました場合に、その農業的あるいは林業的活用について積極的に進めてまいりたい、こういう考え方をさせていただきます。

○渡辺勸吉君 もうこれ以上質問はいたしません。最後に、私は提案者にお伺いしますが、総理府に山村振興対策審議会を設けて、この法律の重要事項を調査審議するための諮問機関を設けることがうたわれておりますが、この構成なり、その他についてお考えの点をお伺いしたいと思ひます。

○衆議院議員(小枝一雄君) この法律の性格からいいますと、この審議会の構成といふのはきつめて重要な問題だと思つております。まあそういう意味から、この審議会の委員の任命にあたりましてはいろいろな制限を付することなく、広く人材を求めたりつばな審議会をつくりたい、こういう考えで提案いたしております。

○委員(長岡実君) 他に御発言もなければ、これにて本案についての質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないと認めます。よつて、本案に対する質疑は終了いたしました。

○委員長(仲原善一君) 漁港法の一部を改正する法律案の討論に入ります。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお、修正意見のある方は討論中に述べを願ひます。

○森八三三君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となつております漁港法の一部を改正する法律案について、本法律案の成立が、おくれた

のに伴ひ、必要な条文の整理を行なうため、附則の規定に対して次の修正案を提案し、修正部分を除く原案に対し賛成するものであります。

修正案を朗讀いたします。

漁港法の一部を改正する法律案に対する修正案

漁港法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の規定は、昭和四十年年度以降の予算に係る補助金(昭和四十年年度以降に繰り越された昭和三十九年度の予算に係る補助金を除く)について適用する。

以上であります。

○委員長(仲原善一君) 他に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないものと認めます。これより漁港法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、討論中にありました森君提出の修正案を問題に供します。森君提出の修正案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲原善一君) 全会一致でございます。よつて、森君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲原善一君) 全会一致でございます。よつて、修正部分を除いた原案は全会一致をもつて可決されました。

よつて、本案は全会一致をもつて修正すべきものと議決されました。

この際、おはかりいたします。

ただいま修正議決すべきものと決定いたしました。本法律案に対し、附帯決議を付したいと存じます。附帯決議の案文はお手元に配付したとおりでございます。

案文を朗読いたします。

漁港法の一部を改正する法律案に対する

附帯決議案

水産業の基礎たる漁港の果たす役割は益々加重されてきているので、政府は、左記事項についてその実現に努力すべきである。

記

一、局部改良事業に対して、修築事業及び改修事業と同様に補助率引上げに努力すること。
二、本法律案の改正による補助率引上げは、実際に地元漁業従事者及びその団体の上にその利益が均てんされるよう特段の配慮をすること。

右決議する。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲原善一君) 全会一致でございます。よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたします。農林大臣。

○国務大臣(赤城宗徳君) ただいま附帯決議案が可決されました。私も、この決議の趣旨に沿って対処いたします。

○委員長(仲原善一君) なお、諸般の手続等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(仲原善一君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長(仲原善一君) 森林開発公団法の一部を改正する法律案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものとして御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(仲原善一君) 御異議ないものと認めます。これより採決に入ります。

森林開発公団法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲原善一君) 全会一致でございます。よって、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、おはかりいたします。

ただいま可決すべきものと決定しました本法律案に対し、附帯決議を付したいと存じます。附帯決議案の案文はお手元に配付したとおりでございます。

案文を朗読いたします。

森林開発公団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は本改正案の実施にあたり次の諸点の実現を期すべきである。

一、林業基本法関連法案の一環として林道関係法律の整備を急ぐこと。

二、森林開発公団の事業遂行の現状にかんがみ、事業遂行に支障のないよう、予算措置に努めること。

三、公団職員の給与については、他の政府関係機関と均衡するよう速かに措置すること。

四、公団の業務運用に支障のないよう、定員を再検討し、臨時職員の定員化に努めること。

右決議する。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲原善一君) 全会一致でございます。よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたします。農林大臣。

○国務大臣(赤城宗徳君) ただいま御決議をいただきました附帯決議の趣旨を尊重いたします。その趣旨の実現に努力する所存でございます。

○委員長(仲原善一君) なお、諸般の手続等につ

きましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(仲原善一君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(仲原善一君) 次に、山村振興法案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議

ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(仲原善一君) 御異議ないものと認め、

これより採決に入ります。

山村振興法案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲原善一君) 全会一致でございます。よって、本法案は全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、おはかりいたします。

ただいま可決すべきものと決定いたしました本法律案に対し、附帯決議を付したいと存じます。附帯決議案の案文はお手元に配付したとおりでございます。

案文を朗読いたします。

山村振興法案に対する附帯決議案

政府は、本法施行にあたり、左記事項を検討し、これが措置に遺憾なきを期すべきである。

一、第四条の国の施策としての国有林野の積極的活用は、林業基本法第四条の主旨に即り、放漫なる解放にならないよう厳格に措置すること。

二、政府は、振興山村の指定の全体計画を策定し、一定期間内に計画的に振興目標が達成できるよう機構の整備を図るとともに行政指導に遺憾なきを期するよう努力すること。

三、政府は、山村振興計画の実施が経済効果を十分發揮できるように予算措置をすること。

右決議する。

本附帯決議案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲原善一君) 全会一致でございます。よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたします。経済企画庁政務次官。

○政府委員(伊東隆治君) 本法律案及び附帯決議の趣旨を尊重いたします。農林省とよく協議を遂げまして実施をいたしたいと存じております。

○委員長(仲原善一君) なお、諸般の手続等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(仲原善一君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時四十四分散会

四月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(衆)

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、牛乳の学校給食の実施に伴い、学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関する措置について必要な事項を定めるものとする。

(学校給食用の牛乳の供給の確保)

第二条 国及び地方公共団体は、学校給食(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第三条第一項に規定する学校給食をいう。以下同じ。)の用に供する牛乳(同法第四条第二項の政令で定

める特別の事情がある場合の同項の政令で定める乳製品を含む。以下同じ。の円滑な供給が確保されるように努めなければならない。

（学校給食用の牛乳の無償給付）
第三条 国は、毎年度、学校給食用の用に供する牛乳を買い入れ、公立又は私立の義務教育諸学校（学校給食法第三条第二項に規定する義務教育諸学校をいう。）の設置者に無償で給付するものとする。

（学校給食用の牛乳の買入れ及び給付に関する計画）
第四条 農林大臣は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の開始前に、文部大臣と協議して、学校給食用の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関する計画を定めなければならない。

（買入価格）
第五条 国が第三条の規定により買入れる学校給食用の用に供する牛乳の買入価格は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の開始前に、牛乳法（昭和四十年法律第 号）の規定に基づき決定された飲用牛乳の販売基準価格又は指定乳製品の販売基準価格を基準として、農林大臣が定めるものとする。

2 農林大臣は、前項の買入価格を定めたときは、遅滞なく、これを告知しなければならない。

3 農林大臣は、物価その他の経済事情の変動により必要があるときは、第一項の買入価格を改定することができる。この場合において、農林大臣は、遅滞なく、改定後の買入価格を告示しなければならない。

（牛乳生産者団体からの優先買入れ）
第六条 国は、第三条の規定による学校給食用の用に供する牛乳の買入れについては、牛乳生産者団体（牛乳の生産者が直接又は間接の構成員となつていて農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）からの買入れを優先的に行なうものとする。

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

第七条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、牛乳生産者団体に対し、学校給食用の用に供する牛乳の供給の円滑化を図るため、牛乳の処理施設（乳製品にあつては、加工施設）の新設又は改良に要する経費について、その三分の二を補助するものとする。

附 則
（施行期日）
1 この法律は、牛乳法の施行の日から施行する。

（経過規定）
2 昭和四十年年度の第四条の計画の作成については、同条中「当該年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

3 昭和四十年年度の第五条第一項の買入価格の決定については、同項中「当該年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

4 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三十六号の四の次に次の一を加える。

三十六の五 学校給食用の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法（昭和四十年法律第 号）の規定に基づき、学校給食用の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関する計画を定めること。

第四十一条第四号の三の次に次の一を加える。

四の四 学校給食用の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関すること。

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

件を付託された。
一、甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案（衆）
二、沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆）

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案
甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律

目次
第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 砂糖類長期需給計画及び砂糖類年度需給計画（第三条・第五条）
第三章 てん菜及び甘しやの生産の振興等（第六・第十二条）
第四章 てん菜糖及び甘しや糖の政府の買入れ（第十三条・第十五条）
第五章 ぶどう糖の政府の買入れ等（第十六・第十九条）
第六章 砂糖の輸入（第二十・第二十一条）
第七章 販売標準価格及び小売標準価格並びに砂糖類の売渡し（第二十二・第二十三条）
第八章 砂糖審議会及び甘味資源生産振興審議会（第二十六・第三十条）
第九章 雑則（第三十一条・第三十二条）
第十章 附則（第三十三条・第三十七条）

附 則
第一章 総則
（目的）
第一条 この法律は、てん菜及び甘しやの生産を振興するために必要な措置を講ずるとともに、砂糖類の需給及び価格を安定させるために政府が砂糖類を管理し、もつて農業経営の改善及び農家所得の安定を図り、あわせて砂糖の自給度の向上、糖業経営の健全化及び国民の食生活の安定に資することを目的とする。

（定義）
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 てん菜 砂糖の製造の用に供される国内産のてん菜をいう。

二 てん菜糖 てん菜を原料として製造した砂糖をいう。

三 甘しや 砂糖の製造の用に供される国内産の甘しやをいう。

四 甘しや糖 甘しやを原料として製造した砂糖をいう。

五 ぶどう糖 国内産の甘しや又は馬鈴しよを原料として製造した甘しよでん粉又は馬鈴しよでん粉を原料として製造したぶどう糖をいう。

六 砂糖類 砂糖及びぶどう糖をいう。

第二章 砂糖類長期需給計画及び砂糖類年度需給計画
（砂糖類長期需給計画）
第三条 農林大臣は、政令で定めるところにより、昭和四十年年度以降の毎五箇年を各一期とする砂糖類の需給に関する計画（以下「砂糖類長期需給計画」という。）を定めなければならない。

（砂糖類長期需給計画に定める事項は、次のとおりとする。）
一 砂糖類の需要の見通し
二 てん菜糖、甘しや糖及びぶどう糖の生産の目標
三 砂糖類の輸入の見通し
四 てん菜、甘しや並びにぶどう糖の原料となる甘しよでん粉及び馬鈴しよでん粉（以下「てん菜等」という。）の生産の目標
五 その他砂糖類の需給に関する重要事項

農林大臣は、砂糖類長期需給計画を定めようとするときは、砂糖審議会の意見を聞かなければならない。

農林大臣は、砂糖類長期需給計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

農林大臣は、てん菜等の生産事情、砂糖類の需給事情その他の経済事情の変動により必要が

四月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

（国の補助）

あるときは、砂糖類長期需給計画を変更するものとす。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(砂糖類年度需給計画)

第四条 農林大臣は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の開始前に、砂糖類長期需給計画に基づき、当該年度における砂糖類の需給に関する計画（以下「砂糖類年度需給計画」という。）を定めなければならない。

2 砂糖類年度需給計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 砂糖類の前年度からの繰越見込数量
二 てん菜糖、甘しや糖及びぶどう糖の生産見込数量

三 砂糖類の輸入見込数量

四 砂糖類の需要見込数量

五 砂糖類の政府の買入見込数量及び完済見込数量

六 砂糖類の翌年度への繰越見込数量

七 てん菜等の生産に関する事項

八 その他砂糖類の需給に関する重要事項

3 前条第三項から第六項までの規定は、砂糖類年度需給計画について準用する。

(砂糖類年度需給計画の実施状況の公表)

第五条 農林大臣は、前条第三項において準用する第三条第四項の規定により砂糖類年度需給計画を公表する場合には、あわせて前年度の砂糖類年度需給計画の実施の状況を公表するものとす。

第三章 てん菜及び甘しやの生産の振興等
(生産振興地域の指定等)

第六条 農林大臣は、次の各号に掲げる要件を備える一定の区域であつて、当該区域内の農業経営の改善を図るためてん菜又は甘しやの生産を振興することが必要であると認められるものを、その区域の全部又は一部を管轄する都道府県知事の申請（その区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては、関係都道府県知

事の共同の申請）に基づき、てん菜生産振興地域又は甘しや生産振興地域（以下「生産振興地域」という。）として指定する。

一 当該区域内の気象、土壌その他の自然条件がてん菜又は甘しやの栽培に適していること。

二 当該区域内の作付けの体系、競合作物の状況、農業労働条件その他の農業経営の条件に照らして、当該区域内におけるてん菜又は甘しやの生産が安定的に増大する見込みが確実であること。

三 当該区域内において生産されるてん菜又は甘しやの生産数量が、当該てん菜又は甘しやを原料としててん菜糖又は甘しや糖を製造する事業を合理的な基礎の上に成立させるために必要な数量に達しており、又は達する見込みが確実であること。

2 農林大臣は、前項の指定を行なうときは、あらかじめ、砂糖審議会の意見を聞かなければならない。

3 農林大臣は、都道府県知事の申請（生産振興地域の区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては、関係都道府県知事の共同の申請）に基づき、生産振興地域の区域を変更することができる。

4 農林大臣は、生産振興地域が第一号各号に掲げる要件を欠くに至つたときは、生産振興地域の指定を解除しなければならない。

5 第一項の規定は第三項の場合に、第二項の規定は第三項及び前項の場合について準用する。

6 第一項の指定、第三項の区域の変更又は第四項の指定の解除は、告示してしなければならない。

(生産振興計画)

第七条 生産振興地域の区域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、毎年度、農林省令で定めるところにより、当該区域（当該区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては、その管轄に属する部分）内におけるてん菜又は甘しやの生産の振興に関する計画（以下「生産振

興計画」という。）を定め、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 生産振興計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 作付面積及び生産数量に関する事項

二 土地改良その他の生産基盤の整備及び農業用機械の導入に関する事項

三 試験研究、優良品種の生産及び普及並びに栽培技術の改善に関する事項

四 てん菜又は甘しやを導入した農業経営の合理化に関する事項

五 集荷及び販売に関する事項

六 てん菜糖又は甘しや糖の製造施設の設置に関する事項

七 その他必要な事項

3 都道府県知事は、生産振興計画を定めようとするときは、あらかじめ、甘味資源生産振興審議会の意見を聞かなければならない。

4 二以上の都道府県の区域にわたる生産振興地域に係る生産振興計画を定める場合においては、関係都道府県知事は、第二項第五号に掲げる事項その他必要な事項について協議するものとする。

5 都道府県知事は、生産振興計画につき第一項の承認があつたときは、その概要を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、生産振興計画を変更しようとするときは、農林省令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。

(砂糖製造施設の設置の承認)

第八条 生産振興地域の区域内において、てん菜糖又は甘しや糖の製造施設で農林省令で定めるもの（以下「砂糖製造施設」という。）を設置しようとする者は、農林省令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 農林大臣は、前項の承認の申請が次の各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、同

項の承認をしなければならない。

一 当該砂糖製造施設がその事業の合理的な経営のために必要な生産能力を有するものであること。

二 当該砂糖製造施設によるその事業の合理的な経営のために必要とてん菜又は甘しやの数量の確保が可能であると認められること。

三 当該砂糖製造施設を設置しようとする者がその事業を遂行するに足る経済的基礎及び技術的能力を備えていること。

四 当該砂糖製造施設の設置によつて当該生産振興地域の区域内の砂糖製造施設が過剰とならないこと。

3 第一項の承認の申請は、都道府県知事を経由してするものとする。この場合において、都道府県知事は、甘味資源生産振興審議会の意見を聞いて（生産振興地域の区域が二以上の都道府県にわたる場合にあつては、関係都道府県知事とも協議して）、必要な意見を付するものとする。

(生産振興地域の指定に伴う砂糖製造施設の届出)

第九条 生産振興地域の指定があつた場合において、その指定の現況にその区域内において砂糖製造施設を設置している者は、その指定があつた日から三十日以内に、農林省令で定めるところにより、農林大臣に届け出なければならない。

(砂糖製造施設の変更の承認)

第十条 生産振興地域の区域内に設置されている砂糖製造施設につき農林省令で定める変更をしようとする者は、農林省令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 第八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(事業の開始等)

第十一条 生産振興地域の区域内に設置されている砂糖製造施設につきその事業を開始し、又は当該施設の全部若しくは一部につきその事業を

該年度の開始前に、砂糖の小売業者の農林省令

で定める銘柄の砂糖の販売価格の標準額（以下「小売標準価格」という。）を定めるものとする。

2 小売標準価格は、政令で定めるところにより、販売標準価格に販売に要する標準的な費用を加えて得た額を基準として定めるものとする。

3 第十四条第三項及び第四項並びに前条第三項の規定は、第一項の小売標準価格について準用する。

（砂糖類の売渡し）

第二十四条 政府は、砂糖類年度供給計画に基づき、その所有する砂糖類を売り渡すものとする。

2 前項の規定による砂糖類の売渡しは、入札の方法による一般競争契約によらなければならない。ただし、政令で定める特別の事由があるときは、指名競争契約又は随意契約によることができる。

3 第一項の規定により砂糖類の売渡しをする場合の予定価格は、政令で定めるところにより、輸入に係る精製を必要とする砂糖にあつては、その原価にかかわらず、販売標準価格から砂糖の精製業者の精製及び販売に要する標準的な費用を控除した額を基準とし、その他の砂糖類にあつては、その原価にかかわらず、販売標準価格を基準として、農林大臣が定める。

（価格に関する勧告）

第二十五条 農林大臣は、砂糖類の製造業者又は小売業者が販売標準価格又は小売標準価格をこえる価格で砂糖類を販売し、又は販売するおそれがあるとき、当該砂糖類の製造業者又は小売業者に対し、その価格を販売標準価格又は小売標準価格まで引き下げるべき旨を勧告することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表することができる。

第八章 砂糖審議会及び甘味資源生産振興審議会

（設置及び所掌事務）

第二十六条 農林省に砂糖審議会を、生産振興地域の区域の全部又は一部をその区域とする都道府県に甘味資源生産振興審議会を置く。

2 砂糖審議会は、農林大臣の諮問に応じ、てん菜等の生産の振興及び砂糖類の需給に関する重要事項について調査審議する。

3 砂糖審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に対し、建議することができ

4 甘味資源生産振興審議会は、都道府県知事の諮問に応じ、てん菜等の生産の振興に関する重要事項について調査審議する。

5 甘味資源生産振興審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に対し、建議することができ

（組織）

第二十七条 砂糖審議会は、次に掲げる委員二十五人以内で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者 五人以内で組織する。

二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 五人以内で組織する。

三 てん菜等の生産者を代表する者のうちから農林大臣が任命した者 八人

四 砂糖類の製造業者又は販売業者を代表する者のうちから農林大臣が任命した者 六人

五 砂糖類の消費者を代表する者のうちから農林大臣が任命した者 三人

六 てん菜等又は砂糖類に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命した者 三人以内

2 甘味資源生産振興審議会は、てん菜又は甘し

やの生産者を代表する者、砂糖の製造業者を代表する者及びてん菜、甘しや又は砂糖に関し学識経験を有する者のうちから都道府県知事が任命する委員二十人以内で組織する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

（会長）

第二十八条 砂糖審議会及び甘味資源生産振興審議会の会長は、それぞれ、その委員のうちから互選する。

2 会長は、公務を総理し、砂糖審議会又は甘味資源生産振興審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

（専門委員）
第二十九条 専門の事項を調査させるため、砂糖審議会及び甘味資源生産振興審議会に、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、てん菜等又は砂糖類に関し学識経験を有する者のうちから、農林大臣又は都道府県知事が任命する。

3 専門委員は、非常勤とする。

（政令への委任）

第三十条 この法律に定めるもののほか、砂糖審議会及び甘味資源生産振興審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第九章 雑則

（助成）

第三十一条 国は、毎年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、生産振興地域の区域の全部又は一部をその区域とする都道府県に対し、第七条第一項又は第六項の承認を受けた生産振興計画の実施に要する経費の全部又は一部を補助することができる。

2 国は、第八条第一項、第十条第一項、第十七条第一項又は第十八条第一項の承認を受けた者に対し、当該砂糖製造施設又はてん菜製造施設は、必要に必要資金の融資のあつてをを行なうことができる。

（報告及び検査）

第三十二条 農林大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があるときは、てん菜等の生産者若しくは生産者団体又は砂糖類の製造業者若しくは販売業者から必要な事項に關し報告を徴し、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査を行なう場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十章 罰則

第三十三条 第二十一条の規定に違反して砂糖を輸入した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、輸入した砂糖の価額の十倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該価額の十倍以下とする。

2 前項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者は、同項の例による。

3 第一項の罰金は、その砂糖の生産地又は仕入地における原価に、荷造費、運送費、保険料その他輸入地に到着するまでの諸費及び輸入税に相当する金額を加えたものとする。

第三十四条 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第八条第一項の規定に違反して砂糖製造施設を設置した者

二 第十条第一項の規定に違反して砂糖製造施設につき同項の農林省令で定める変更をした

製造業者若しくは販売業者から必要な事項に關し報告を徴し、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査を行なう場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十章 罰則

15 農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項に次の一号を加える。

四 ぶどう糖製造業の育成を図るため必要があるとき。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、本年度約七十四億円の見込みである。

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法のの一部を改正する法律

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法(昭和三十九年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一項中「砂糖の価格が著しく低落した場合において、必要があるときは、」を削り、「農林省令」を「政令」に、「本邦に輸入した者」を「販売する者」に、「沖繩産糖で本邦に輸入されたものの買入れをすることが出来る」を「沖繩産糖を、その申込みにより、買入れれるものとする」に改める。

第三項中「甘味資源特別措置法(昭和三十九年法律第四十一号)第二十三条第一項の規定により定められている国内産のさとうきびを原料として製造される砂糖」を「甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律(昭和四十年法律第 号)第十五条の規定により定められている甘しや糖」に、「沖繩におけるさとうきび」を「沖繩における甘しや」に改める。

第四項中「さとうきび」を「甘しや」に改め、「い、本邦」とは、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第一号に規定する本邦を削る。

附則

この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。

四月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十年産米の時期別格差金に関する請願(第一七三三号)

一、砂糖キビ価格の安定及び砂糖全量買上げに関する請願(第一七九三号)

第一七三四号 昭和四十年四月九日受理

昭和四十年産米の時期別格差金に関する請願

請願者 新潟県議会議長 戸田文司

昭和四十年産米の時期別格差金を、前年度実績とおり三段階制で実施するよう強く要望するとの請願。

理由

昭和三十九年七月九日の閣議において、昭和三十九年産米の決定に際し、昭和四十年産米の時期別格差金について、第一期四百円、第二期二百円の二段階に縮小、減額する方針を決定したが、本制度の縮小は、早場米の主産県である新潟県農家の経済に重大な影響を与えるのみならず、米作農家の勤労意欲と早期売渡意欲を減退させ、ひいては政府米の供給操作にも大きく関連して、ひいては懸念され、さらに農業が国民経済の高度成長及び社会生活の進歩向上に即応して、他産業と均衡ある発展をなすためにも、まことに遺憾な措置といわねばならない。

第一七九三号 昭和四十年四月十四日受理

砂糖キビ価格の安定及び砂糖全量買上げに関する請願(五通)

請願者 鹿児島県大島郡奄美和泊町町営住宅 宅一三三号 平坊一外百二十名

紹介議員 北村 暢君

国内産糖の保護育成と、農民、労働者の生活を安定させるため、左記事項の実現を要求するとの請願。

一、砂糖キビ価格の安定と全量買上げを保障すること。

二、砂糖の全量買上げを実施すること。

三、糖業労働者の最低賃金(一万四千元)を保障すること。

四、砂糖消費税を撤廃すること。

理由

貿易自由化政策の強行によつて砂糖価格は著しく暴落し、製糖界を混乱させている。ことに今時産糖量は九割(五万四千トン)を買い上げること法定しているが、産糖量はこれを大きく上回り約九万トンの実績を示している。一方会社側は、六十パーセントの買上げとなる。一方会社側は、砂糖価格の暴落している現在、政府が全量買上げなければ、砂糖キビ価格、労働賃金の切下げは必至であると放言している。

昭和四十年五月十日印刷

昭和四十年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局